

令和4年3月11日

◎下村委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(9時58分開会)

◎下村委員長 御報告いたします。

さきの補欠選挙におきまして当選されました依光美代子議員が、2月10日に当委員会の委員として選任されました。依光委員の席につきましては、委員席が指定されるまでの間、仮席ということで、ただいま御着席の席で御了承願います。

本日からの委員会は「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。

日程につきましては、お配りしてある日程案によりたいと思います。なお、委員長報告の取りまとめについては、18日金曜日の委員会で協議していただきたいと思います。

お諮りします。日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎下村委員長 異議なしと認めます。

それでは日程に従い、まず委員席を決定いたしたいと思いますが、委員長一任で御異議ありませんか。

(異議なし)

◎下村委員長 御異議なしと認め、私のほうで決定することといたします。

それでは、田中委員、上田(貢)委員はそれぞれ右隣に移動をお願いいたします。

黒岩委員は上田(貢)委員の異動前の席に、移動をよろしく申し上げます。

依光委員は、仮席から左隣に移動をお願いいたします。

それではこれを委員席と決定いたします。

それでは、議案及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることにいたします。

《総務部》

◎下村委員長 初めに、総務部について行います。

それでは議案について、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

また、この後行う行政管理課の議案に、教育委員会及び警察本部が関係するため、教育委員会より伊藤教育長、警察本部より熊坂本部長が同席しております。

◎徳重総務部長 それではまず、令和4年度当初予算の概要につきまして御説明をいたします。お手元の総務部という青いインデックスのついた総務委員会資料、議案補足説明資料の1ページを御覧ください。

令和4年度当初予算編成に当たりましては、県勢浮揚に必要な施策を着実に実行しつつ、今後の財政運営を見据えた編成に努めたところでございます。具体的には新型コロナウイルス感染症への対応を着実に進めるとともに、ウイズコロナ、アフターコロナ時代の成長の原動力となるデジタル化、グリーン化、グローバル化の視点から施策を一層強化しております。加えて感染症の影響を受けた県経済を下支えするために必要な投資的経費を確保し、防災・減災対策などのインフラ整備などを加速することといたしております。

令和4年度の一般会計当初予算の総額につきましては、下段の表(2)歳出の金額の欄の一番下にございますとおり、4,820億円余りとなっております。前年度比185億円余り、率にして4%の増となっております。歳出と歳入の内訳につきましては、右から2列目の比較の列に沿って御説明をいたします。まず、下の表の歳出の内訳でございますが、(1)経常的経費につきましては、156億円余りの増となっております。主な増減理由といたしまして、人件費は職員の退職手当の減などによりまして31億円余りの減、公債費は満期一括償還方式で借り入れた県債の償還の増などによりまして9億円余りの増、その他は178億円余りの増となっております。こちらは、感染者の入院病床や宿泊療養施設の確保に係る費用のほか、観光リカバリーキャンペーンや県版のGoToトラベル事業に要する経費などが増額になったものでございます。

次に(2)投資的経費につきましては、29億円余りの増となっております。主な増減といたしまして、普通建設事業費のうち、単独事業費は、高知市の新食肉センターや牧野植物園新研究棟の整備などにより、40億円余りの増となっております。

次に歳入でございます。上の表(1)歳入の右から2列目の比較の列を御覧ください。

(1)一般財源につきましては、60億円余りの増となっております。主な増減といたしまして、全国的な企業業績の回復などにより、県税は70億円余り、地方消費税清算金は16億円余り、地方譲与税は41億円余りの増となる一方で、臨時財政対策債を含む地方交付税等は、県税等の増に伴いまして、181億円余りの減となっております。

(2)特定財源につきましては、124億円余りの増となっております。主な増減といたしまして、国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が約121億円ございます。それであったり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が約32億円となっておりますが、こちらの活用などによりまして、137億円余りの増、県債は投資的経費の増などにより、30億円余りの増となっております。この結果、財源不足額は、中ほどの表の一番左の列にありますとおり、約144億円となっており、前年度比で68億円余り増加しております。この財源不足への対応につきましては、次の2ページで御説明をさせていただきます。

1 中期的な財政運営を見据えた財源不足額への対応の欄でございますが、財源不足額144億円への対応といたしまして、①、②に記載しているとおり、財政調整的基金104億円を取

り崩すとともに、退職手当債及び行政改革推進債を40億円発行することにより対応をしております。

①でございますが、財政調整的基金につきましては、令和3年度2月補正において、県税・地方譲与税等の増加分を活用し、98億円の積立てを行い、当初予算における104億円の取崩しに活用をしております。

また、②の退職手当債・行政改革推進債につきましては、平成29年度から令和元年度と比較いたしまして、一定抑制できておるところでございます。

こうした対応の結果、財源不足額は144億円に拡大するものの、当初予算編成後の財政調整的基金の残高といたしましては、令和3年度当初予算編成後との比較で51億円増となる180億円を確保しているところでございます。将来にわたる財政の持続可能性を確保できたと考えておるところでございます。

次に、3県債残高でございます。臨時財政対策債を除く県債残高につきましては、国の5か年加速化対策等の活用によるインフラ整備の加速などにより一時的に増加するものの、令和7年度以降は逡減する見込みとなっております。今後とも県勢浮揚に必要な施策を着実に実行しつつ、基金残高と県債残高のバランスに留意しながら、安定的な財政運営に努めてまいります。以上が令和4年度の一般会計当初予算の概要でございます。

続きまして、3ページを御覧ください。2月補正予算の概要につきまして、御説明をさせていただきます。資料右側のポイントに記載しておりますとおり、総額123億円余りの増額補正となっており、国の令和3年度補正予算等を活用し、新型コロナウイルス感染症対策などの取組を推進するとともに、将来にわたる財政の持続可能性を確保するための予算となっております。主な事業といたしましては、県立学校等における感染症対策のほか、震度情報ネットワークの更新、四国カルスト県立自然公園再整備事業の推進、とさでん交通の軌道事業への支援などでございます。また、財政の持続可能性確保に向けた取組といたしまして、国の経済対策により交付された地方交付税につきまして、交付の趣旨を踏まえ、令和3年度の臨時財政対策債の償還及び減債基金の積立てに活用をいたします。あわせて、令和4年度当初予算の財源不足に対応するため、県税等の増額分や、歳出一般財源の減額分などを利用いたしまして、財政調整的基金に98億円余りの積立てを行っております。以上が2月補正予算の概要でございます。

続きまして、資料の4ページを御覧ください。令和4年度の補正予算の概要について御説明申し上げます。こちらは香南市選挙区の高知県議会議員補欠選挙に要する経費について補正するものであり、3月2日に追加提出したものでございます。補正額（B）の欄にございますように、2,400万円余りの増額補正となっており、全額、財政調整基金の取崩しで対応いたします。

次に補正予算の専決処分の概要につきまして、御報告をいたします。資料5ページを御

覧いただければと思います。高知県議会議員補欠選挙に伴うものが1件、新型コロナウイルス感染症に伴うものが2件の合計3件となっております。

まず、報第1号につきましては、香美市選挙区の高知県議会議員補欠選挙に要する経費について急施を要したため、12月27日に専決処分を行ったものでございます。補正予算額は3,618万円であり、全額財政調整基金の取崩しで対応しております。

報第2号につきましては、2月3日に専決処分を行ったものでございますが、全国的なまん延防止等重点措置の適用や、県内の感染急拡大に伴い、事業活動に影響を受けた事業者に対する給付金につきまして、繰越明許費を設定したものでございます。

続きまして、6ページを御覧ください。報第3号につきましては、本県全域へのまん延防止等重点措置の適用に伴いまして、飲食店等への営業時間短縮要請協力金に要する経費につきまして、2月10日に専決処分を行ったものでございます。補正額は37億1,054万1,000円でございます。国の地方創生臨時交付金と財政調整基金の取崩しとで対応をしております。あわせて協力金の繰越明許費を追加したものでございます。予算の説明については以上でございます。

続きまして、令和4年度の組織改正等による体制強化の概要につきまして御説明を申し上げます。7ページを御覧いただければと思います。基本的な考え方といたしまして、予算編成と同様の考えに基づき、県の体制を強化することといたしました。主なポイントについて申し上げますと、まず、1経済の活性化に関しては、第4期産業振興計画のバージョンアップに合わせて、関西圏との経済連携の強化、県経済のグローバル化の推進、起業や新事業展開の促進などの柱に沿って、人員を重点的に配置するなどの体制の強化を行っております。具体的には1つ目の関西圏との経済連携の強化では、関西・高知経済連携強化戦略に基づく取組をさらに強化するため、副部長級の関西戦略推進監や、関西戦略室を設置するなど、体制を大幅に強化することとしております。

2つ目の県経済のグローバル化の推進では、輸出先国のニーズを捉えたマーケットイン型の地産の取組を強化するなど、輸出拡大に向けた取組を推進するための体制の強化を行うこととしております。

次に、右側を御覧ください。2日本一の健康長寿県づくりに関しましては、1つ目の地域包括ケアシステムの推進体制の強化では、高知版地域包括ケアシステムの構築に向け、東部地域における多機能支援施設の整備や、医療・介護サービスのデジタル化などの取組を推進するため、在宅療養推進課の体制を強化することとしております。

2つ目の地域共生社会の実現に向けた体制の強化では、8050問題やヤングケアラーなど、既存の制度による解決が困難な複雑化・複合化した課題に対応するため、市町村が取り組む地域の実情に応じた包括的な支援体制の整備を支援する取組を強化することとし、地域福祉政策課に地域共生社会室を設置することとしております。

3つ目の医療と福祉の連携強化では、日本一の健康長寿県構想の推進に当たり、地域包括ケアや医療的ケア児への支援など、医療と福祉両分野の施策間の連携を強化するため、総合調整役を担う副部長級の医療福祉連携監を設置することとしております。

次の8ページをお開きください。3 中山間対策の充実・強化に関しましては、中山間地域の課題解決に向けたデジタル化の推進や、小さな集落への支援強化、また、空き家の活用を促進するため、それぞれ体制を強化することとしております。

その下の4 文化芸術の振興に関しましては、貴重な文化財の次世代への確実な継承に向け、文化財の保存と活用の取組、文化芸術や地域振興等の取組等を一体的に執行できるよう、文化財の保護に関する業務を教育委員会から知事部局に移管し、文化生活スポーツ部に歴史文化財課を設置することとしております。

次に右側を御覧ください。5 デジタル化の推進に関しましては、中山間地域の課題解決や、林業水産業におけるデジタル化の取組を推進するための体制強化を行うこととしております。

6 その他の改正につきましては、戦略策定機能の強化としまして、産業振興計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略などの策定におきまして、各種統計データを、より有効活用するため、統計分析課を総務部から産業振興推進部に移管することとしております。

次に、簡素で効率的な組織づくりとしましては、弾力的な組織運営を可能とするため、まんが王国土佐推進課などの小規模課の統合再編を行うこととしております。

9 ページ、10 ページは、組織改正を図にしたもの、11 ページは令和4年4月からの知事部局の組織機構一覧となっております。組織改正の説明については以上でございます。

続きまして、総務部に関連する予算につきまして総括して御説明をいたします。まず、令和4年度当初予算でございます。12ページをお願いします。

一般会計につきましては、上の表を御覧ください。総務部の予算の総額は1,308億7,312万9,000円をお願いしております。特別会計につきましては下の表を御覧ください。収入証紙等管理特別会計として9億1,463万6,000円、県債管理特別会計として968億7,817万円をお願いしております。それぞれの詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきます。

次に、令和3年度の補正予算につきまして、13ページを御覧ください。一般会計につきましては総務部予算の総額で204億3,987万9,000円の増額をお願いしております。また特別会計につきましては、収入証紙等管理特別会計で9,848万9,000円の減額、県債管理特別会計で26億8,160万2,000円の増額をお願いしております。こちらにつきましても、それぞれ詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきます。

次に、令和4年度の補正予算につきましては、資料の14ページを御覧ください。こちらは先ほども御説明いたしましたが、香南市選挙区の高知県議会議員補欠選挙に要する経費

について補正をするものでございまして、2,474万円の増額をお願いしております。こちらにつきましても詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

以上が総務部の予算の概要でございまして、次に総務部関連の条例その他議案でございます。資料⑤高知県議会定例会議案（条例その他）の表紙をおめくりいただきまして、表紙の次にあります目録を御覧いただければと思います。こちらの中で、総務部からは、第44号から第54号までの11件の条例議案と、1枚おめくりいただきまして、第68号の1件のその他議案と、報第1号及び報第3号の2件の報告議案を提出させていただいております。恐縮ですけれども、議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

次に、報告事項でございます。総務部という青いインデックスのついた、表紙に総務委員会資料報告事項と記載のある資料を御覧ください。こちらも、後ほどの御説明とはなりますけれども、今回御報告いたしますのは、法務文書課から公文書の紛失誤廃棄の報告についてと、デジタル政策課から令和4年度高知県デジタル化推進計画のバージョンアップについてと、管財課から高知県公共施設等総合管理計画の改訂についての3件を、後ほど、担当課長から説明をさせていただきます。

最後に、主な審議会等の開催状況につきまして御説明をさせていただきます。今御覧いただいている資料の審議会等と、赤色のインデックスを貼っております資料を御覧ください。表題に主な審議会等の状況、総務部で12月17日から3月10日までと記載している資料でございます。

まず、高知県公益認定等審議会でございます。今期につきましては、令和3年12月21日、令和4年1月28日、2月17日及び3月3日に開催いたしまして、諮問案件6件について審議し、6件全てについて答申が決定されております。

次に、高知県行政不服審査会でございます。今期につきましては、令和4年1月19日及び2月22日に開催いたしまして、諮問案件3件について審議し、うち2件は答申が決定され1件は審議を継続することとなっております。

次に、高知県公文書管理委員会でございます。今期につきましては、令和4年2月4日に開催いたしまして、保存期間が満了した公文書の公文書館への移管及び廃棄についての諮問に対し、答申が決定されました。

次に、高知県公文書開示審査会でございます。今期につきましては、令和3年12月17日、令和4年2月1日及び2月21日に開催いたしまして、諮問案件2件について審議し、うち1件は答申が決定され、1件は審議を継続することとなっております。

次に高知県公務災害補償等認定委員会でございます。今期につきましては、令和4年2月1日に開催いたしまして、諮問案件11件のうち9件について委員長専決が報告され、2件について審議をしており、答申が決定されております。

次に、自治紛争処理委員会議でございます。今期につきましては、令和4年1月14日、2月15日及び2月21日の3回開催いたしまして、地方自治法に基づく審決の申請のありました事案につきまして、意見交換を行ったものでございます。

なお審議会の開催状況につきましては、担当課長からの説明は省略をさせていただきます。

私からは以上でございます

◎下村委員長 続いて所管課の説明を求めます。

〈行政管理課〉

◎下村委員長 初めに、第47号議案、第49号議案について、行政管理課の説明を求めます。

◎岡本行政管理課長 給与改定に関する条例議案2件につきまして、関係課を代表して御説明いたします。説明は、お手元の議案補足説明資料で御説明をさせていただきます。補足説明資料の赤色の行政管理課のインデックスの1ページをお願いします。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案についてとある資料でございます。

まず、1対象条例につきましては、職員の給与に関する条例ほか4条例でございます。

2条例改正の目的は、令和3年10月の人事委員会勧告の趣旨に沿って、職員の期末手当の額の改定をするとともに、(2)消防防災ヘリコプターの運航事務の一部を民間委託したことに伴いまして、特殊勤務手当について必要な改正をしようとするものでございます。

期末手当の改定に関する、3議案提出前の経緯につきましては、人事委員会勧告の趣旨に沿って、令和3年12月の期末手当の基準日である12月1日までに、期末手当の年間支給月数を0.05月減額することを予定しておりました。

次に、(2)ですが、他方、地方公務員法の均衡の原則により、地方公務員の給与改定の実施時期につきましては、国家公務員の取扱いを基本として対応することとされております。

(3)、そこで、令和3年11月の時点では、国家公務員の給与改定については、経済対策と政府全体の取組との関係も見極めることが必要であり、引き続き検討を進めるとされておりました。

これらの状況を勘案し、人事委員会勧告の取扱いについては、12月の期末手当の引下げを見送り、令和3年度の引下げに相当する額につきましては、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うこととし、今議会に条例議案を提出させていただいたところでございます。

なお、国家公務員の改正給与法案につきましては、先月に、今回の条例議案と同様な内容が閣議決定をされております。

次に、4主な改正内容でございます。(1)令和4年度以降の期末手当の引下げにつきましては、一般職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を4.20月から4.15月へと0.05

月引き下げます。具体的には、表にお示ししてありますとおり、6月期と12月期の期末手当の支給月数を、それぞれ0.25月引き下げ、1.25月とすることとしております。

なお、表の下の注1のとおり、副部長級以上の特定幹部職員につきましては、一般職員と同様、年間支給月数は4.15月といたしますが、勤勉手当の支給月数は期末手当から0.2月分をさらに振り替えた月数となっております。また、注2のとおり、会計年度任用職員につきましても、常勤の職員の例により期末手当を年間0.05月引き下げることといたします。

2ページをお願いします。イの再任用職員の期末勤勉手当につきましては、現行2.20月を2.175月へと、0.025月引き下げ、ウの特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当につきましては、現行3.18月を3.14月へと、0.04月引き下げることとしております。

次に、(2)令和3年度の期末手当の引下げ相当額の減額調整につきましては、令和4年6月に支給する期末手当の額は、(1)、先ほど御説明しました引下げ後の期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、アの一般職につきましては、127.5分の5を乗じた額を差し引いた額を支給するということといたします。この127.5分の5とは、年間の引下げ月数の0.05月を、令和3年12月の期末手当の支給月数である1.275月で割った数字でして、職員1人当たり平均では約1万7,000円を差し引くこととなります。イ、ウの再任用職員、任期付職員等につきましても、同様の計算方法で割合を算定しております。ただし、令和4年6月の期末手当の基準日に在職する職員のうち、会計年度任用職員につきましては、この調整を行わないということといたします。

次に、(3)回転翼航空機、いわゆるヘリコプターに搭乗する職員に支給する特殊勤務手当につきましては、消防防災ヘリコプターの運航事務を民間委託したことに伴い、操縦士と整備士に手当を支給するケースが想定されなくなったことから、現行1時間当たり5,100円を超えない範囲内で、人事委員会規則で定める額を手当の上限として定めているところ、ヘリコプターに搭乗する職員の1時間当たりの支給額を1,900円に引き下げる改正を行うものでございます。

最後に、5施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。

続きまして、3ページをお願いします。高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案について、御説明をいたします。

1 条例改正の目的は、議会の議員の皆様及び知事等に対し支給する期末手当につきまして、一般職の職員の引下げの例により改定をしようとするものでございます。

2 主な改正内容は、まず、(1)令和4年度以降の期末手当につきまして、一般職の職員の期末勤勉手当の改定割合に応じまして、期末手当の年間支給月数を3.15月から3.10月に0.05月引き下げるものでございます。年間支給月数の算出方法につきましては、現行の支給月数3.15月に、一般職の引下げの割合である4.20分の4.15を乗じて得られました、3.11

月を0.05月単位で調整をいたしまして3.10月とし、0.05月引下げとするものでございまして、この算出式や端数計算の考え方は従来と同様でございます。6月期及び12月期の支給月数につきましては、表にお示ししておりますとおり、それぞれ、0.025月引下げ、1.55月とすることとしております。

次に、(2)令和3年度の期末手当の引下げ相当額の減額調整につきましては、先ほど御説明いたしました、一般職の職員と同様の方法により、減額調整を行うものでございます。

最後に、3施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。

給与改定に関する条例議案の説明は以上でございます。

◎**下村委員長** 質疑を行います。

◎**中根委員** 給与の引下げというのは、今本当に大変な状況の下で、次から次へと引下げの状況が本当にいいのかどうかというのは、感じるどころですけれども、それはさておいて、昨年の11月末か12月に臨時議会を開かないで、そのまま、0.05月引き下げない措置を取りました。それを年度をまたがって6月に、人員構成も変わる中で引下げを行うというのは、とても異例のことではないかと思うんですけれども、その辺りはどうなんですか。

◎**岡本行政管理課長** まず、今回人事委員会から勧告がありました期末手当の引下げにつきまして、いわゆる人事委員会勧告を尊重するという姿勢に変わりはありません。ただし、地方公務員の給与改定に関しましては、地方公務員法で均衡の原則というのもございます。今回、国では、12月の改定を見送るということでございました。先ほど申し上げました地方公務員法の均衡の原則というところで、国あるいは他の地方公共団体との均衡も考慮しなければならないということもございますので、今回、国が見送ったということもありまして、見送りをさせていただいたところでございます。

◎**中根委員** 人事委員会の勧告というのは大事なものだというふうに尊重するというのは理解できますけれども、これまで尊重しないのではなくて、いろんな事情でできなかったような事例はないですか。

◎**岡本行政管理課長** 昭和の時代でございますけれども、昭和57年に人事委員会勧告の給料月額の上昇を見送ったという経緯がございます。これも国も同様なプラス改定ということであったんですけれども、本県も国と同様に見送ったという経緯があったというのは承知しております。

◎**中根委員** プラス改定を見送ったんですか。

◎**岡本行政管理課長** はい。

◎**中根委員** 人事院のそういういろんな意見を大事にしなければならないというのは分かりますが、今回の場合は、民間では年度をまたがって遡及することは許されていない制度を、公務員の場合は許される場合があるとなっているわけですね。これが簡単に前例に

なるようなことがあってはならないなと思うんです。その理由は、退職された方、議員の中でも、議員辞職された方は遡及されないわけですよ。そういう不利益というのは一体どうなんだろうかと思うんですが、その点はいかがですか。

◎岡本行政管理課長 委員から御指摘のとおり、例えば3月31日に退職された方につきましては、今回6月の減額調整はしないということといたします。それは今回給与改定に關しまして、国との均衡を考慮してこうした措置をやらせていただくということでございまして、一定、御指摘のようなところもあるのかなというふうには思います。

◎中根委員 全国でも、様々こういう問題があると思うんですけれども、全国の様子はどうか。

◎岡本行政管理課長 47都道府県のうち、本県と同様な形で対応した県は、本県を含めて11県でございます。

◎中根委員 その中で年度をまたがる、遡及をするということについて、特段の議論があるというふうには聞いていないですか。

◎岡本行政管理課長 特段の意見は聞いてありません。

◎中根委員 経済的事情とか、いろんなことはこれから先もあり得ることですよ。そのときに年度をまたがるということが、民間では認められてないことが公務員で認められてきたけれども、そのときの年度の立場で在籍しているかしていないかで、遡及するとかしないとか、やはり不利益になるという点では、県はどんなふうにお考えですか。

◎岡本行政管理課長 いわゆる人事委員会勧告の取扱いにつきましては、これまでも地方公務員法の均衡の原則などにのっとり、国や他県の動向というところを見た上で、慎重に判断をさせていただいてきたところでございます。そこで、今回、国が12月を見送ったという経緯もありまして、本県につきまして12月は見送りをさせていただいたというところでございますけれども、結果としてということにはなりますけれども、人事委員会勧告の趣旨に沿った形で対応はさせていただいたものというふうには受け止めております。

◎中根委員 47都道府県のうちの11県が高知県と同じ状態だとお答えいただきました。その11県が全て年度をまたがって、同じような対応になっているのかどうか、その辺りはどうか。

◎岡本行政管理課長 委員が言われております、例えば3月31日に退職する方につきましては遡及しないという対応になっていると聞いております。

◎坂本委員 もともと、今までもずっと不利益不遡及の原則がどうかというような議論があったのは、経過としてありますが、一つ、国が昨年12月に実施を見送った理由は何だったんですか。

◎岡本行政管理課長 国の給与関係閣僚会議における大臣の発言を引用させていただきますと、特に経済対策と政府全体の取組との関係を見極める必要があるということがござい

まして、今回、12月の引下げについては見送ったというところでございます。

◎坂本委員 そのときに見送った状況と、今回とでは変わっていると思いますか。今回は実施するに値する経済状況に変わったと思っっていますか。

◎岡本行政管理課長 経済状況に関して、私のほうからお答えすることは難しい部分もあると思うんですけども、いわゆる地方公共団体、地方公務員につきましては、給与の決定につきましては、情勢適応の原則、あるいは均衡の原則ということで、国や他県との、あるいは民間との均衡を失しないように、給与の措置をしなければならないというところがございまして、経済状況というよりも国あるいは他県との均衡というところも考慮して、今回やらさせていただいたと思っっています。

◎坂本委員 会計年度任用職員などについての不利益を回避するとか、若干そういった配慮はされているとは思っっていますが、本来は、こういった異例の措置がないような形でされることが一番望ましいと思っっていますので、今後の教訓にさせていただけたらと思っっています。

◎徳重総務部長 坂本委員と中根委員からも御指摘ありましたが、今回は、あくまで不利益を遡及しているわけではもちろんございませんでして、11月の段階で国家公務員が12月での引下げを見送って、次の年度の6月期で引下げを行うということを決めたことを踏まえて、我々としても、あくまで12月期での減額措置を行うのではなく、その次の6月期で行うというふうにさせてもらっただけでございまして、もともと12月にあったのをできなかったから遡ってやっているというわけではないことは、御理解いただければと思っっています。その上で、不利益というよりは、委員の御指摘は不利益というよりは公平の話、職員間でのバランスのお話をされているのかなと思っんですけども、どちらかという減額がされていないという不利益ではありませんので、職員間で減額されている人とされてない人は、退職の関係で出てくるというお話かと思っと思いますが、最後に坂本委員がおっしゃったように、今回、我々としては会計年度任用職員については、一定行わないといったような整理などもさせていただいたところでございまして、ここは国家公務員との均衡も踏まえながら、このように整理をさせていただいたところでございまして。

◎下村委員長 質疑を終わります。

ここで、教育長と警察本部長は退席します。

引き続き、行政管理課の説明を求めます。

◎岡本行政管理課長 引き続き、行政管理課の所管議案につきまして、御説明を申し上げます。まず、令和4年度の当初予算につきまして、資料②議案説明書（当初予算）の22ページをお願いします。

歳入予算でございます。一行目の14諸収入の5総務部収入は、会計年度任用職員の労働保険料の自己負担分として12万4,000円を計上しております。

次に、23ページをお願いします。当課の令和4年度歳出の予算の総額でございますけれ

ども、左上、本年度欄にありますとおり12億120万6,000円で、前年度より1,207万6,000円の減額となっております。主な内容につきましては、右端の説明欄に沿って御説明をさせていただきます。

1 一般管理費は、知事部局全体の職員の時間外勤務手当等でございます。これまでの時間外勤務手当等の決算額などを参考としつつ、今年度とほぼ同額の9億9,094万3,000円を計上しております。

2 人件費は、当課の職員16人分の給与費でございます。

3 行政管理費は、特別職報酬等審議会委員報酬、職員研修負担金、施設利用負担金及び事務費でございます。事務費の主なものは、知事部局全体の職員に係る赴任旅費や、障害者ワークステーションにおける会計年度任用職員のスタッフ14名、支援員4名の報酬、共済費などでございます。その他の経費といたしましては、ハラスメントの防止に関する研修に要する経費、外部相談員への報償費などでございます。

4 外部監査費は、地方自治法の規定により都道府県に義務づけられております包括外部監査に関し、委託料の上限額を計上しているものでございます。これまでの決算額等を踏まえ、今年度と同額の1,100万円を計上しております。

なお、来年度の包括外部監査契約の締結に関する議案につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

続きまして、令和3年度の補正予算を御説明いたします。お手元の資料④議案説明書（補正予算）の13ページをお願いします。

歳出につきまして、880万円の減額補正をお願いしております。主なものは、障害者ワークステーションのスタッフや障害者枠として雇用する会計年度任用職員の報酬、共済費等につきまして、雇用の実績に基づき減額するもの、また、旅費に関して、実績に基づき減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、第48号議案、知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案につきまして御説明いたします。資料⑥議案説明書（条例その他）の54ページをお願いします。条例議案要綱でございます。

1 条例改正の目的は、本県の経済状況及び財政状況を考慮し、知事、副知事、教育長、その他の常勤の特別職の職員の給料月額を令和4年度の1年間、時限的に減額しようとするものでございます。

2 主要内容は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間、表の右端の欄の括弧書きにありますとおり、知事は10%、副知事は3%、常勤の人事委員会委員、監査委員、教育長は2%の減額を行うものでございます。また、主要内容の3行目、ただし書以下に記載しておりますのは、手当については、減額前の給料月額を基礎として計算するというところでございます。

3 施行期日は令和4年4月1日としております。

続きまして、第50号議案、高知県部設置条例の一部を改正する条例議案につきまして御説明します。同じ資料の3ページをお願いします。

上から2つ目の条例議案説明でございます。この条例は、社会経済情勢の変化による行政需要に即応した総合的かつ効率的な政策の推進を図るため、部の分掌事務の一部を変更する組織改編をしようとするものでございます。来年度の組織改正の概要につきましては、冒頭、総務部長から御説明をさせていただきましたので、今回、組織改正により必要となる条例の改正内容につきまして、条例の新旧対照表により、御説明をさせていただきます。

同じ資料の89ページをお願いします。新旧対照表でございます。右側が現行、左側が改正案でございます。今回、条例改正をお願いしている組織改正が2点ございます。

1点目は、現行総務部で所掌しております統計分析業務を、産業振興計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略において、より有効活用するため、産業振興推進部に移管することに伴い、右側、(1) 総務部の所掌事務の一番下のウ統計その他他部の主管に属しない事項のうち、下線を引かれているところですが、統計を削除し、次の90ページの左側でございますけれども、(6) 産業振興推進部の分掌事務にウ統計に関する事項を追加します。

2点目は、89ページから90ページにある文化生活スポーツ部に関し、文化財の保存と活用に関する取組を文化芸術や地域振興に関する取組と一体的に執行するため、文化財の保護に関する事項を教育委員会から移管することを踏まえ、90ページの左側3行目ですが、新たにカ文化財の保護に関する事項を追加いたします。

なお、今回の部設置条例改正に伴い、関連して高知県文化財保護条例などについて所要の改正を行っておりますけれども、内容につきましては、教育委員会の審議の際に御説明をさせていただきます。

続きまして、第51号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案につきまして、議案補足説明資料で御説明をさせていただきます。赤色のインデックス行政管理課の4ページをお願いします。

まず、1条例改正の目的につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、いわゆる民間の育児介護休業法の一部改正を考慮しまして、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するとともに、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を講じようとするものでございます。

2条例改正の内容は大きく2つございます。1つ目は、(1) 非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和でございます。非常勤職員が育児休業や部分休業をする際の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上の要件を廃止しようとするものでございます。2つ目は、(2) 育児休業等を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等の義

務づけに関する条項を新たに追加いたします。具体的には、ア妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認に関するものとして、（ア）当該職員に対して、育児休業に関する制度等を周知するとともに、育児休業の請求に係る意向を確認すること。（イ）職員が育児休業の申出をしたことを理由とする不利益な取扱いを禁止すること。また、イ育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関するものとして、（ア）職員に対する育児休業に係る研修の実施や（イ）育児休業に関する相談体制の整備、（ウ）その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置を規定しようとするものでございます。

なお、これらの内容は、下の枠囲みにありますとおり、既に、令和2年3月に策定した高知県職員子育てサポートプランに基づき、取り組んでいるところでございます。取組といたしまして、例えば、子育てを迎える職員と管理職員が定期的に面談する子育てサポート面談や、育児・介護のための両立支援制度ハンドブック等を活用した制度周知を行っております。これらの取組につきましては、今後も、内容をより充実させながら、引き続き、職員が育児休業等を取得しやすい勤務環境の整備等に取り組んでまいります。

3 施行期日は令和4年4月1日としております。

最後に、第68号議案、包括外部監査契約の締結に関する議案につきまして、御説明をいたします。資料⑤議案（条例その他）の60ページをお願いします。

この議案は、来年度の包括外部監査を、4契約の相手方にありますとおり、弁護士の紫藤秀久氏と契約しようとするものでございまして、地方自治法の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。3契約の金額は、当初予算に係る説明で申し上げましたとおり、1,100万円を上限額としております。

なお、同氏と包括外部監査契約を締結することにつきましては、本年1月31日付で、高知県監査委員から、異議のない旨の意見をいただいているところでございます。

行政管理課からの説明は以上でございます。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎中根委員 部の設置条例の一部の改正のところ、統計分析課を移してしまうという点で、様々な議論はあったこととは思いますが、統計は、国でもいろいろミスがあって、議論にもなりましたが、高知県の全ての施策に対して利用できるような、統計管理、統計分析が求められていると思うんです。産業振興計画のほうにそれをぼんと移してしまうという、そここのところの議論が何かこう納得できなくて、どの部門の下でというのは様々なところでおっしゃっているかもしれませんが、もう一度この場所で教えていただけないでしょうか。

◎徳重総務部長 今回、本会議でも御指摘いただいたように、統計分析課の行う統計業務というのは、県政のあらゆる場面で使われるものではないかと。であれば総務部に置いておいたほうがいいんじゃないかというような御指摘を頂きましたけれども、もちろん産業

振興推進部に行ったからといって、統計をまず集めてしっかりとした統計に仕立て上げていくというところで、その公平性とかが変わってくるということは、何らありません。もちろん法律に基づいて、統計の調査から、統計をつくり上げていく段階というのは、法に基づいてしっかり適正にやっていくというのは、どこの部にあってもそこは変わらないところでございます。我々が今回産業振興推進部に移した訳は、統計をつくった後にそれをさらに活用していこうという場面を考えたときに、一番統計分析課で扱っている統計が使われる場面が多いのが、産業振興推進部ということ、産業振興推進部で持っているような、例えばまち・ひと・しごとの総合戦略であったりとか、そういうところで、より業務が関連性があるだろうということで、産業振興推進部のほうに今回、統計分析業務を移管することにした、要は統計をこれまでつくっていく段階から活用していく場面にも、少し力点を置いて所属部を考えた時の、今回の組織の改正という内容でございます。

◎中根委員　そういう御説明をいただきましたが、統計というのはどこの場所、部署でも、やっぱりもっと活用して、様々な施策をつくりましょうというお話だったら分かるんですけども、一番産業振興のところは、しっかり考えますからというふうに聞こえてしまって、いやそうではないだろうと。使い勝手というか、それが一体どのように変わるのかと聞くと、そんなに変わりませんというお答えなのか、どうなのか、その辺りもう一度教えていただいていいですか。

◎徳重総務部長　使い勝手ということであれば統計分析課で扱っている統計もたくさんあるんですけども、扱っている統計の中で、産業振興推進部が既に持っている計画に使われるものが一番多いということはございます。なので、両課が、例えば計画推進課などで、その扱っている計画を策定していく段階で、同じ部にあることによってその活用の段階で、より連携が図れるだろうという考えで今回の改正を行っているというものでございます。中根委員も御理解いただいているように、統計を策定していく段階では、もちろん今の法律などに基づいて適正に調査と統計の作成をしていくというところは変わらないと、いざそのつくり上げた統計を分析して活用していく段階で、より、一番多く活用する場面があるところの部で活用を図っていただこうと。もちろんそれ以外の部でも、その統計を使って活用して、施策を考えていくというところはもちろん変わらないんですけども、1番より多いところの部で、もう少し積極的な活用が図れないかということを考えていくというものでございます。

◎坂本委員　その関係で、それを機に、今回、統計分析課は本庁の中に移ってくるということにはならないんですか。

◎岡本行政管理課長　今のところその予定はないです。

◎坂本委員　より身近なところで活用するのであれば同じ部局に、フロアにおれば、一番活用しやすいと思うんですけど、そこはちょっと、何でそうならないのかなと私はちょ

っと思ったりします。

◎徳重総務部長 場所的な問題というよりは、より、同じ所属にあることによって、上の者のマネジメントが効きやすくなると、そういうイメージでございます。

◎坂本委員 予算の関係で23ページの行政管理費の中の事務費の中に、障害者雇用促進関連費とかも入っているということですよ。

◎岡本行政管理課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

◎坂本委員 こちらのワークステーションスタッフは、今年度と比べて来年度は、増減とかいうのはどんなふうな状況ですか。

◎岡本行政管理課長 増減はなしということで、スタッフ14人というところでございます。

◎下村委員長 質疑を終わります。

〈秘書課〉

◎下村委員長 次に、秘書課の説明を求めます。

◎大原秘書課長 令和4年度の当初予算について御説明させていただきます。資料②議案説明書（当初予算）の8ページをお開きください。

令和4年度の秘書課の歳入予算額は、総額19万9,000円を計上しており、対前年度同額となっております。

続きまして、9ページをお開き願います。令和4年度の秘書課の歳出予算額は、上段の総務費の本年度欄にありますように、総額1億3,082万円を計上しておりまして、対前年度比104.6%でございます。主な理由としましては、職員が1名増えたことによる人件費の増でございます。内訳でございますが、まず、特別職給与費が3,900万円となっております。これは、知事、副知事の給与費でございます。

次に、人件費の7,357万1,000円は、秘書課職員10名分の給与費でございます。

次に、秘書費の1,824万9,000円でございますが、まず、警備委託料といたしまして、100万円を計上しております。これは知事公邸の機械警備に要する経費でございます。

最後に、事務費としまして、1,724万9,000円を計上しております。内容は、秘書課にいます2名の会計年度任用職員の人件費や秘書業務を遂行する上で必要な事務経費、旅費など、対前年度比で70万9,000円の減となっております。主な理由としましては知事等が利用しますハイヤーの賃借を減額したためです。

また、この予算以外に、知事、副知事の交際費といたしまして、財政課所管の財政費の中に150万円を計上しております。

続きまして、令和3年度の2月補正予算につきまして御説明させていただきます。資料④議案説明書（補正予算）の6ページをお開きください。

秘書費を350万6,000円減額補正しております。新型コロナウイルス感染症の影響により、知事や副知事の出張の機会が大幅に減りましたことから、不用が見込まれる旅費及び賃借

料を減額するものでございます。

説明は以上でございます。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

〈政策企画課〉

◎下村委員長 次に、政策企画課の説明を求めます。

◎甬喜本政策企画課長 初めに、令和4年度当初予算につきまして、お手元の資料②議案説明書(当初予算)の11ページをお願いします。

まず、歳入について御説明させていただきます。諸収入としまして、80万6,000円を計上しております。こちらは東京事務所職員の借り上げ宿舎に係る本人負担分の共益費等でございます。

次に、歳出につきまして、12ページをお願いします。一番上の行、当課の令和4年度当初予算は、総額3億8,031万6,000円でありまして、前年度より1,300万円余り増額となっております。主な内容につきまして、右側の説明欄に沿って説明させていただきます。

まず、1人件費につきましては、当課職員の給与費として12名分、8,643万5,000円を計上しております。

次に、2政策企画総務費につきましては、政策提言活動や、県行政の全般調整に係る経費、また、会計年度任用職員に係る経費として490万円余りを計上しております。

次に、3連携推進費は、全国知事会、四国知事会に関する活動経費、また、四国4県の連携を推進するための経費などとして、1,470万円余りを計上しております。四国知事会分担金と全国知事会分担金は、それぞれの活動、運営に要する経費に対する分担金でございます。その下の四国4県連携推進費負担金は、四国4県が連携し、一体として取り組むことにより、効果的、効率的な対応が期待できる事業について、4県が均等に費用を負担するものでございます。その次の日本創生のための将来世代応援知事同盟負担金は、本県をはじめとする19県知事で構成される知事同盟への負担金でございます。その次の薩長土肥連携事業負担金は、本県と山口、佐賀、鹿児島で構成される薩長土肥同盟推進協議会への負担金でございます。来年度は佐賀県におきまして、4県の高校生が幕末明治の偉人や、その志を学ぶ青少年交流事業を実施することとしております。

次に、4こうちふるさと寄附金事業費は、いわゆるふるさと納税の広報経費や、寄附を頂いた方へお送りする記念品の調達に係る費用など、3,460万円余りを計上しております。このうち、記念品配送等委託料は、記念品の調達や発送業務など、県内の事業者へ委託するものでございます。その下のパンフレット作成等委託料は、ふるさと納税の記念品などについて、パンフレットの作成やポータルサイトへの掲載等を委託するものでございます。

続いて、13ページにお移りください。5 東京事務所管理運営費は、東京事務所職員18名分の人件費のほか、事務所の賃借料、職員宿舍の借り上げ料など、2億2,700万円余りを計上しております。

次に、6 東京事務所活動費は、国や他県との連絡調整に要する費用や、企業誘致、観光客誘致、移住促進などに係る活動経費として、1,210万2,000円を計上しております。このうち、パンフレット配布等委託料は、首都圏で開催される観光イベントや物産展などにおいて、来場者へのパンフレットの配布や、事前の袋詰め作業等を委託するものでございます。次の情報発信強化事業委託料は、若年層へのPRを強化するため、関東高知県応援団インスタグラムの開設、運営支援等を委託するものでございます。その下の全国所長会等負担金は、全国東京事務所長会の負担金などがございます。当初予算の説明は以上でございます。

続きまして、令和3年度2月補正予算について御説明させていただきます。資料④議案説明書（補正予算）の7ページをお願いします。

まず、歳入について御説明させていただきます。こうちふるさと寄附金基金の利子収入として2万1,000円、こうちふるさと寄附金の納税見込額1億2,648万1,000円を計上しております。また、東京事務所職員の借り上げ宿舍共益費の増額に伴う、自己負担分7万5,000円を計上しております。

次に、歳出につきまして8ページをお願いします。右側の説明欄、1 政策企画総務費につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で中止となった、品川区のオリパラ関連イベントにおけるパンフレット配布等委託料や不用見込みの事務費を減額するものでございます。

2 連携推進費の薩長土肥連携事業負担金は、本年度佐賀県で予定しておりました青少年交流事業が、新型コロナウイルスの影響で中止となったことに伴い、その不用額を減額するものでございます。

3 こうちふるさと寄附金事業費につきましては、令和3年12月末時点の寄附実績を考慮し、記念品配送等委託料を増額するものでございます。

4 東京事務所管理運営費は、東京事務所職員宿舍の賃料について、人事異動の関係で、当初予定していた支払い額を下回ることになったことなどから、事務費を減額するものでございます。

5 東京事務所活動費は、新型コロナの影響により、首都圏で参加を予定していたイベントなどの開催が中止となったことなどから、事務費を減額するものでございます。

9ページをお願いします。6 こうちふるさと寄附金基金積立金は、先ほど歳入で御説明しました、ふるさと寄附金とその利子収入を基金に積み立てるものでございます。

最後に、第44号議案、高知県動物愛護基金条例議案について御説明いたします。資料⑥

議案説明書の27ページをお願いします。

本条例議案につきましては、1 条例改正の目的にありますとおり、高知県動物愛護基金を設置しようとするものです。同基金の所管は健康政策部のため、危機管理文化厚生委員会に付託されておりますが、これにつきまして、主要な内容の（1）にありますとおり、基金として積み立てる額は、こうちふるさと寄附金として寄附された寄附金その他の寄附金のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とされております。このため、この条例の設置に合わせて、総務部所管の高知県こうちふるさと寄附金基金条例の条文の一部を整理することとし、（5）にありますとおり、本条例議案の附則により、これを改正するものでございます。

改正内容といたしましては、28ページの新旧対照表を御覧ください。新旧対照表の第2条にありますとおり、人と動物との共生の推進への活用を希望して御寄附いただいたこうちふるさと寄附金を、直接、動物愛護基金に積み立てること及びこれまでの運用を踏まえ、条文をより分かりやすく明確化するよう整理するものでございます。

以上で、政策企画課の説明を終わります。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 こうちふるさと寄附金の収入を補正していますよね。全額補正という形なんですけれど、年度当初の予算の中ではそれは一切出てこない。これは前年度決算などに基づいて、大体の見込みみたいなのを、当初予算に計上しておく必要というのはないんですか。

◎甫喜本政策企画課長 今委員がおっしゃいましたふるさと寄附金の歳入として当たります寄附金ですが、これにつきましては、年度によって、高額寄附があるなど、寄附金額の増減の幅が大きいということもありまして、なかなか当初で正確に見込むことが難しいということもありまして、毎年、当初予算には計上せず、2月補正予算で対応させていただいております。

◎坂本委員 確かに推移はあると思うんですけれども、思わず余計に入ったとか、思わず今年は少なかったとか、それは、結果として補正でやればいいわけで、一定の収入見込みというのは、当初予算には今までもずっと組んでなかったということですか。

◎甫喜本政策企画課長 今まで同様の取扱いとさせていただいております。

◎黒岩委員 こうちふるさと寄附金ですが、年間、何件ぐらいあるんですか。

◎甫喜本政策企画課長 本年度の見込みは今のところ、4,700件余りを見込んでおります。

◎黒岩委員 大体、年間これぐらいの件数があるんですか。

◎甫喜本政策企画課長 昨年度は、4,436件が実績でございます。年度によりましてやはりちょっと凸凹はありますが、ここ数年の推移を見ても、4,000件を超えるというのが大体の状況でございます。

◎黒岩委員 記念品は今どんなものになっていますか。

◎甫喜本政策企画課長 記念品につきましては委託契約の中で、委託事業者が選定するようになっております。選定に当たりましては、やはり県内各市町村の記念品をそろえるということで、仕様書の中で全市町村から記念品を集めていただきたい、また、本県の外商といった部分で戦略的に活用するといった観点から、例えばまるごと高知で取り扱っている商品であったり、高知県のうまいもの大賞の入賞商品、また地域アクションプランの中で生まれた商品などを取り入れていただくようお願いをしております。

◎黒岩委員 結構件数が多いですね。

◎甫喜本政策企画課長 今年度でありましたら、180品目以上ということで、季節ごとの限定の商品なども含めて取りそろえております。

◎下村委員長 質疑を終わります。

〈広報広聴課〉

◎下村委員長 次に、広報広聴課の説明を求めます。

◎小椋広報広聴課長 初めに、令和4年度当初予算につきまして、お手元の資料②議案説明書（当初予算）の14ページをお願いします。

まず、歳入について御説明をさせていただきます。1行目の財産収入640万円につきましては、県が保有をしております民間放送局3局の株式の配当金でございます。5行目の232万円余りは地域環境保全基金の繰入金、8行目の諸収入423万円余りは、主に県の広報紙やホームページへの広告掲載料収入でございます。

次に、歳出につきまして、15ページをお願いします。当課の令和4年度当初予算は2億6,724万6,000円で、前年度と比較しまして1,523万8,000円の増額となっております。主な内容につきまして、右側の説明欄に沿って説明をさせていただきます。

まず、1人件費につきまして、こちらは当課の職員の給与費としまして13名分、7,629万9,000円を計上しております。

次に、2広報広聴費の1つ目、広報紙編集等委託料と、その下の広報紙配布委託料は、いずれも県の広報紙さんSUN高知の発行のための経費です。上段の広報紙編集等委託料につきましては、さんSUN高知のデザインレイアウトや、表紙の企画など、編集業務の一部を民間事業者へ委託するものでございます。広報紙配布委託料につきましては、各家庭への広報紙の配布を昨年11月から、東洋町を加えました31市町村に委託する経費でございます。残る町村につきましては、町村の事情により、後ほど御説明をいたします事務費の中で、新聞への折り込みなどにより配布を行っているところでございます。

次の新聞広告制作委託料は、県の重要政策やお知らせなどを新聞紙面に広告として掲載する際に、そのデザインやレイアウトを広告代理店に委託するための経費でございます。

その次の番組制作放送等委託料は、日曜の朝に放送をしておりますおはよう高知をはじめ

めとした民放テレビ3局とラジオ2局の広報番組のほか、産業振興計画など、県の重要な政策を中心としたテレビの特別番組を制作、放送するための経費でございます。令和4年度は、林業振興・環境部の地域環境保全基金を活用いたしました、2050年カーボンニュートラルの実現に向けました特別番組の制作放送によるオール高知の意識の醸成のほか、こうした特別番組をダイジェスト版としまして再編集し、ユーチューブでも配信をすることとしております。

次の県ホームページ運用保守等委託料は、高知県のホームページのサーバーやシステムの運用保守を委託するための経費でございます。

その次の県民世論調査委託料は、県民の意識やニーズなどを把握し、県政運営の基礎資料とするために、毎年行う調査に係る経費でございます。

その次の受付案内業務等委託料は、本庁の玄関と県民室での案内業務や代表電話の交換業務などを民間業者に委託する経費でございます。

最後に、事務費といたしまして、3,825万3,000円を計上させていただいております。そのうち主な内容を御説明させていただきます。最も金額の大きいものとしましては、広報紙さんSUN高知の印刷費で1,731万4,000円、さんSUN高知の新聞折り込みの手数料と県外向けの発送料で310万4,000円、新聞広告掲載料1,031万7,000円を計上しております。そのほか官民協働の県政を進めていくため、知事が地域の方々と対応させていただく、「再び、濱田が参りました」などの広聴活動に要する事務経費が主なものとなっております。

続きまして、債務負担行為について御説明をさせていただきます。17ページをお願いします。広報紙編集等委託料としまして、令和5年4月号から令和8年3月号までのさんSUN高知のデザインレイアウトや表紙の企画などの編集業務の一部を委託するための経費について、債務負担をお願いするものでございます。

続きまして、令和3年度補正予算について御説明いたします。資料④議案説明書（補正予算）の10ページをお開きください。合計で342万4,000円の減額をお願いしております。内訳としまして右側の説明欄、1 広報広聴費の県民世論調査委託料の60万2,000円につきましては、入札残を減額するものでございます。その下、受付案内業務等委託料の112万2,000円につきましては、令和4年度から、委託業務をプロポーザルによる審査を行った結果、これまでと同じ業者が選定をされたために、計上しておりました引継ぎにかかる経費を減額するものでございます。この委託業務の契約に当たりましては、新規事業者の参入による競争性の確保や、県内事業者の育成の観点というところから、新規事業者でも参入しやすい工夫を行いました。例を挙げますと電話交換業務におけます経験者要件の緩和や、業務理解を深めるための現場見学会の開催、また、業務説明会をユーチューブで配信するといったことでございます。その結果といたしまして、現場見学会への参加は5者、プロポーザル審査会は前回より1者多い3者に御参加をいただいたところでございます。次の事

務費170万円は新型コロナウイルスの影響により不用になりました予備費などを減額するものでございます。

令和4年度当初予算と令和3年度補正予算につきましては以上でございます。

以上で広報広聴課の説明を終わります。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎田中委員 来年度、「再び、濱田が参りました」で、1年間、予定をされていると思うんですけど、今年度はなかなかコロナの関係で、予定どおり開催ができなかったということがあると思うんですが。現地へ実際に行っていたのが一番なんですけれども、今まさにそのハイブリッドでオンラインを使ったりして、何とかそういった形でも開催ができるような取組は何か考えられているんでしょうか。

◎小椋広報広聴課長 確かに今年度は、新型コロナウイルスの関係で中止、延期という形で、予定した箇所数がなかなかできなかったということがございました。現在のところ、オンラインという形では、県庁職員の人数をできるだけ減らすために職員が現地に赴かず、現地と県庁をつないでというのは行っているところなんですけれども、知事本人が現地に行かないというのがなかなかちょっととりづらいということもありまして、全てオンラインというのは今のところは考えてないです。

◎田中委員 やり方、方法は考えていただいて、開催ができるような形で、ぜひ実施をしていただきたいと思いますので、これは要請でよろしくをお願いします。

◎下村委員長 質疑を終わります。

〈法務文書課〉

◎下村委員長 次に、法務文書課の説明を求めます。

◎次田総務部法務監兼法務文書課長 法務文書課の令和4年度当初予算について説明させていただきます。お手元の資料のうち、資料②議案説明書（当初予算）の18ページをお願いします。

まず、歳入について主なものを説明いたします。10財産収入は、高知県弁護士会への県有地の貸付け収入です。その下、14諸収入の5総務部収入の68万8,000円は、行政不服審査の諮問に係る事務を市町村から受託する際に、事務に係る人件費相当額等を委託料として受け入れるものや、公文書の開示請求があった際に納付していただく交付費用などです。

次に、19ページをお願いします。当課の歳出予算について説明させていただきます。令和4年度の歳出予算額は、上段の総務費の本年度欄にありますように、総額2億5,581万6,000円を計上しておりまして、前年度と比較しますと411万3,000円の増となっております。

次に、歳出の内訳につきまして、主なものを右欄の説明欄に沿って御説明します。

まず、1人件費は当課の職員15名と、公文書館の職員10名の給与費でございます。

次に、2法制管理費は、主に条例や規則の審査、県公報の発行などに要する経費のほか、

公益法人の変更認定等の審査や、行政不服審査に係る経費です。

まず、公益認定等審議会委員報酬の32万4,000円ですけれども、これは、法人の公益性の認定の審査等を行う審議会の委員報酬です。

次に、行政不服審査会委員報酬の54万円ですが、これは行政不服審査法に基づく審査請求に対し、審査庁の判断と妥当性を審査する審査会の委員報酬です。

次に、例規情報総合システム等保守管理委託料の571万3,000円ですけれども、これはパソコンで条例規則等の閲覧検索等を行うとともに、国の法令等の改正状況も確認できる例規情報総合システムの運用に要する経費です。

次に、宗教法人管理システム運用保守委託料の57万8,000円ですけれども、これは県内にございます約2,800余りの宗教法人の基本データや規則等を管理する、宗教法人管理システムの運用に要する経費です。

1つ飛ばしまして、事務費の554万6,000円ですけれども、これは条例規則などを登載しております高知県公報を県のホームページに掲載するために要する経費のほか、旅費や需用費等を計上しております。

次に、3訴訟費は、県が当事者となる訴訟に関する経費や法律相談員の弁護士に関する経費などです。

まず、訴訟事務委託料の350万円ですが、これは県が訴えられた際の訴訟事務の処理を弁護士に依頼するときに支払う着手金です。

次に、20ページをお願いします。1つ飛ばしまして、事務費の635万4,000円ですけれども、これは県が訴えられた訴訟事件が終結した際に弁護士に支払う報償費、それと法律相談員の弁護士4名への法律相談に対する報償費を計上しております。

次に、4文書情報費ですが、まず、公文書開示審査会委員報酬の66万6,000円ですが、これは公文書の開示請求に係る実施機関の決定に対して審査請求があった場合に、実施機関からの諮問を受けて審査する審査会の委員報酬です。

次に、個人情報保護制度委員会委員報酬の25万2,000円ですけれども、これは個人情報保護制度に関する重要事項や条例に基づき、県の実施機関が行う個人情報の収集や提供などの取扱いに関して諮問を受け、審査をする委員会の委員報酬です。

次に、個人情報保護審査会委員報酬の13万5,000円ですけれども、これは個人情報の開示請求に係る実施機関の決定に対して審査請求があった場合に、実施機関からの諮問を受け、審査する審査会の委員報酬です。

次に、公文書管理委員会委員報酬の21万6,000円ですけれども、これは公文書管理条例に基づき、保存期間が満了した公文書の公文書館への移管や廃棄等について諮問を受け、審査を行う機関の委員報酬です。

次に、文書情報システム運用保守委託料の536万5,000円ですけれども、これは職員が行

う文書の起案や保存などの一連の文書事務のほか、令和4年度からは、電子決裁に対応する文書情報システムの運用保守等を委託するものです。

次に、公文書管理業務委託料の736万7,000円ですけれども、これは当課が所管します、集中管理書庫における公文書の受入れや貸出し、整理保存等の業務を委託するものです。

1つ飛ばしまして、事務費の172万9,000円ですけれども、これは、職員の旅費や審査会の開催に要する経費などを計上しております。

次に、5公文書館管理運営費です。まず、公文書館管理委託料の1,575万7,000円ですけれども、これは清掃や空調、消防等の設備機器の保守、警備業務など、施設の維持管理に必要な業務を委託するものです。

次に、公文書館事業委託料の569万1,000円ですけれども、これは公文書館が受け入れる公文書の薫蒸や、戦前の歴史公文書等の複製物の作成や、展示に係るパネルなどの作成を委託するものです。

21ページをお願いします。事務費の3,278万8,000円ですけれども、これは会計年任用職員の雇用に係る経費や光熱水費、歴史公文書の整理保存等に要する経費などを計上しております。

引き続きまして、令和3年度の補正予算について御説明させていただきます。資料④議案説明書（補正予算）の12ページをお願いします。公文書館管理運営費につきまして、新型コロナウイルス対策のため、公文書館でのイベントを縮小したことなどにより見込みを下回った光熱水費やウェブ研修の受講などにより不用となった旅費を減額するものです。

以上で、令和4年度当初予算と令和3年度補正予算の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、条例その他議案を2件提案していますので、それについて説明させていただきます。

まず、1件目につきましては、議案補足説明資料の赤いインデックス、法務文書課のページをお開きいただきたいと思います。この条例の改正の趣旨といたしましては、資料の1にありますように、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されたことを考慮しまして、行政書士法の規定に基づく行政書士試験の実施に係る手数料の額を改定するものです。具体的には、資料の2にありますように、現行7,000円の手数料を1万400円に改定することとしております。

なお、この試験手数料ですけれども、資料中ほどの参考にありますように、全国一律となっております。新型コロナウイルス感染防止による諸経費の増加に伴う増額となったもので、受入れにつきましては、全て国の指定試験機関であります一般財団法人行政書士試験研究センターが行っております。施行は令和4年4月1日としております。

次に、資料⑤の5ページにお戻りいただきたいと思います。高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案です。これにつきましては、デジタル社会の形成を図るための関

係法律の整備に関する法律の一部改正によりまして、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律が廃止となりまして、新たに、個人情報保護法が令和4年4月1日から施行されることなどに伴いまして、本条例における引用規定の整理をするものです。施行日は令和4年4月1日となっております。

以上で法務文書課の説明を終わります。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎三石委員 訴訟事務委託料で顧問弁護士は何人か。

◎次田総務部法務監兼法務文書課長 現在4人になっております。

◎三石委員 どういう形でお願いしているのか、任期とか。

◎次田総務部法務監兼法務文書課長 特に任期はなくて1年ごとでお願いをしております。御存じのように、永らく下元弁護士を中心にお願いをしておりましたが、大分御高齢になられた関係で、他の方々にも依頼を広げていっています。ただその際に、県が重視しているのはやはり行政経験というか、通常の訴訟の中でも特に行政事務等にお詳しい方ということで、例えば、金子先生という方がいらっしゃいますけど、元県職員です。一定行政経験があって、行政側の意見とか考え方も理解していただけるような弁護士を御紹介いただきまして、個別にお願いに行っているというような状況でございます。

◎三石委員 1人当たりどのぐらいの顧問料を払っていましたか。弁護士によって差があったんじゃないかと思うけれども。そこら辺りを詳しく、今どんなことになっているのか。

◎次田総務部法務監兼法務文書課長 弁護士の方にお願ひするに当たりまして、いつでも随時というお願ひの仕方をしている弁護士と、月に定期的にお願ひをしている弁護士と報酬費を区分していきまして、具体的に言いますと、随時お願ひをしています下元弁護士と行田弁護士につきましては、年間91万7,000円でございます。それから、月2回、第2、第4水曜日とか、第1、第3水曜日とかにお願ひしています稲田弁護士と金子弁護士につきましては、年間51万円となっております。

◎三石委員 昨年度お願ひをした実績は、何回とか分かりますか。

◎次田総務部法務監兼法務文書課長 令和2年度の実績でいきますと、下元弁護士が56件、行田弁護士が30件、稲田弁護士が20件、金子弁護士が15件、トータル121件となっております。

◎三石委員 大体毎年120件ぐらい。

◎次田総務部法務監兼法務文書課長 基本的には、さほど大きく変わることはございません。

◎三石委員 せっかくお金を出して雇っているわけですから、知恵は借りないかんですわね。そこら辺り、きちんとやっているか。

◎次田総務部法務監兼法務文書課長 回数自体はさほど変化はないんですけれども、個別1回当たりの相談時間ということをご考慮しますと、かなり複雑な案件というか、行政としても突っ込んだことをご聞きしたいことがあって、1回当たりの時間は30分程度を目安にしているんですけれども、実際はそれをはるかに超えるような形で対応していただいて、トータルの時間数というのは、恐らく増加傾向にあるのかなと考えております。

◎三石委員 行政に詳しい弁護士であるにこしたことはないですけれども、マンネリ化はしてないと思うけれども、やっぱり緊張感を持って、弁護士にも知恵を貸してもらわないかんから。そこら辺りのことはどうですか。

◎徳重総務部長 今法務監からも答弁させていただきましたけれども、年間121件と申し上げても、それはあくまで件数であって、1件でも複数回相談に伺うということもやっておりますので、全庁的に法律的な疑問点とかがありましたら、法務文書課を通じて、一緒に事務所とかを訪問させていただいて、法律相談に乗っていただいているという状況でございます。また、これ以外に訴訟になっている案件については、頻繁に御相談をさせていただいておりますので、比較的活用させていただいているところでございます。また、今、三石委員からも御指摘のありましたように、ちょっとマンネリ化というところは、もちろん長くお勤めいただいている先生に加えて、新しい先生を追加していくということで、長く知っていただくというよさもありますし、あとは新しい御意見などもいただけるような、新しい先生にもお力を借りるようにしてバランスをうまく取って、本県のなかなか難しい法律上の問題点などをうまく御相談をさせていただいているところでございます。今後ともそのようにさせていただきたいと思っております。

◎三石委員 それと、職員研修等負担金の9万4,000円、これはどういうやつだったか。

◎次田総務部法務監兼法務文書課長 これは人事課が職員研修センターを委託しております業者が、他に大阪とか名古屋等で、全国的に職員等を対象とした研修会を開いておりますので、職員が県外のそういう研修に参加するときの負担金です。

◎三石委員 9万4,000円。

◎次田総務部法務監兼法務文書課長 一部の同じ研修でも、県がその業者にセンターの運営を委託しているということで、かなりの研修が負担金ゼロでして、そういう研修にも積極的に参加して、負担金が必要なものが、9万4,000円の2回程度だと思うんですけれども、研修回数が少ないということではございません。

◎下村委員長 質疑を終わります。

〈人事課〉

◎下村委員長 次に、人事課の説明を求めます。

◎北條人事課長 当課の令和4年度当初予算について御説明させていただきます。お手元の資料②議案説明書（当初予算）の25ページをお開きください。

当課の歳入予算の主なものを御説明いたします。まず、7分担金及び負担金でございますけれども、列の中ほどの節の区分の欄に（1）人事費負担金として、1億1,667万5,000円を計上しております。内訳としましては一つは市町村や他県へ派遣している交流職員の人件費に充当するため、職員交流に関する協定書等に基づき派遣先の市町村などから負担していただくものと、もう一つは当課において、総合人事システム及び安否確認システムの2つのシステムを運用しておりまして、この対象として公営企業局の職員も含んでいることから、その職員数に見合う相当分の費用を公営企業局に負担していただくものでございます。

次に、14の諸収入ですけれども、下から2行目の節の区分の欄に（6）人事課収入として423万3,000円を計上しております。これは一般財団法人自治体国際化協会への職員派遣に伴う経費に係る同協会からの助成金や、民間企業などに派遣する職員用に県で借り上げている宿舍の共益費として入居職員から受け入れているもののほか、当課で実施している職員研修に参加する公営企業局職員等の研修費用相当分を公営企業局等から受け入れているものでございます。

次に、26ページをお開きください。当課の歳出予算である6人事費について御説明いたします。本年度の欄ですが、令和4年度の人事課の予算は、総額4億231万7,000円となっており、前年度と比較しまして約1,758万円の減となっております。

一番右の説明の欄に沿って御説明をいたします。

まず、1人件費は、人事課において勤務している職員15名分に、県内市町村や他県市町村、国、民間企業等への派遣職員27名分を含めた42人分の人件費です。

2人事管理費は、職員の服務規律や倫理の確保、採用選考試験の実施などに要する経費のほか、県功労者表彰、叙位叙勲など栄典に関する経費を計上しているものです。

4つ目の総合人事システム運用保守等委託料は、職員の異動情報、個人情報等を管理することを目的とする総合人事システムの保守に関する経費です。来年度はデジタル化を推進する一環としまして、現在紙媒体で実施している所属職員の人事評価のオンライン化や辞令書のメール配信を可能とするシステム改修を予定しており、その経費も含んだものとなっております。

安否確認システム運用保守委託料は、地震や災害等が発生した際に、職員の安否確認と職場体制の把握を迅速に行うシステムの保守に要する費用です。

27ページをお開きください。事務費は、県政功労者への知事表彰、叙位叙勲の栄典事務のほか、選考試験など、新規採用職員の確保に係る旅費や需用費、使用料などの経費です。

3人事企画費は自治大学校や民間企業、国などへの職員派遣研修に係る経費です。このうち派遣研修負担金は、自治大学校への派遣研修に伴い県として負担する経費です。次の研修費は、その他への派遣研修に要する旅費や宿舍の借り上げに要する経費です。

4 人材育成費は、職員研修等に要する経費で、主なものとしましては、職員研修の委託に係る経費や、研修を受ける職員の旅費等です。このうち、職員能力開発センター清掃等委託料は職員研修を実施しております職員能力開発センターの施設管理に係る清掃や警備、機械設備の保守管理に係る経費でございます。

次の職員研修管理システム保守管理委託料は、職員研修の受講の登録や研修履歴の管理などを行うシステムの保守に必要な経費です。

次の職員研修等委託料は、職員能力開発センターで実施する職員研修に要する経費です。民間の人材育成機関の持つ専門性を有効に活用し、より質の高い研修を実施するとともに、効率的な施設の運営管理を行うため外部委託を行っており、現在は一般社団法人日本経営協会との間で、令和元年度から令和4年度までの複数年の業務委託契約を締結しております。来年度は、令和元年度に御承認いただきました債務負担行為予算の最終年度となり、その現年化分である5,237万8,000円に、次期の複数年契約の初年度分である288万6,000円を加えた合計5,526万4,000円を委託料として計上しております。

次期契約につきましては、後ほど債務負担行為のところで改めて御説明しますが、現在の契約が令和5年2月末をもって満了となります。契約満了後においては、令和5年度から令和7年度までの研修に係る計画策定などの準備を行う必要がありますので、次期契約の委託先が、令和4年度中にその準備を行うための経費として288万6,000円を計上しております。

なお、来年度の職員研修につきましては、職員の職位や経験に応じて実施する指名研修や、一般能力開発研修、職場研修の支援等、全部で91研修、延べ約5,300名を対象に実施することを予定しております。

次の職員能力開発センター改修工事請負費は、障害のある職員が不便を感じることなく研修に参加できるように、職員能力開発センター改修工事を2件実施いたします。具体的には2階のバルコニーの段差を解消する工事及び3階研修室のドアを押し戸から引き戸に改修する工事に要する経費を計上しております。

続きまして、債務負担行為について御説明します。28ページをお開きください。

事項の欄に記載しております職員研修等委託料でございます。職員研修については先ほど御説明いたしましたとおり、現在の契約が令和元年度から令和4年度にかけての複数年契約となっております。次期契約においても同様に複数年契約を行いたいと考えておりました、プロポーザル方式により委託先を選定の上、契約を締結する予定です。委託内容につきましては、令和5年度から7年度までの3か年の研修運営と、令和5年度の研修開始に備え、前年度における準備のための業務を対象としており、履行期間を令和4年度から7年度までとする契約を締結することを予定しております。これに伴う費用の総額としまして1億6,483万7,000円の債務負担をお願いしたいと考えております。

人事課の令和4年度当初予算の説明は以上でございます。

続きまして、2月補正予算について御説明させていただきます。資料④議案説明資料の14ページをお願いします。人事課の歳出予算です。左側の科目のうち6人事費でございます。補正額の欄にあるとおり、今回、1,060万円の減額補正をお願いしております。内容につきまして、右側の説明欄で御説明いたします。

まず、1人事管理費でございます。東北など被災地への派遣職員や人事課において勤務している職員の旅費の減少などに伴って事務費を減額するものです。

次に、2人事企画費でございます。派遣研修負担金は自治大学校での派遣研修への参加費について不用額を減額するものです。その次の研修費は同じく自治大学校の研修参加に係る旅費が不用となったことと、国や民間企業等への派遣研修用に東京で借り上げている宿舍の賃借料の不用額を減額するものです。

次に、3人材育成費でございます。職員研修等委託料は、新型コロナウイルスの感染拡大状況等を考慮して研修を中止したことや、職場研修の実績が計画より少なくなったこと等により、研修実施回数や講師旅費等が減少したことに伴い減額するものです。研修費は職員研修に各所属の県職員が出席するための旅費の不用額を減額するものです。次の事務費は、職員の旅費の不用額を減額するものです。

最後に、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案につきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。議案の補足説明資料、赤いインデックスの人事課の資料を御覧いただきたいと思います。

まず、1条例改正の目的でございますが、新たに採用された職員は、地方公務員法第31条の規定により、職務を行うに当たり、サービスの宣誓を行うことが定められており、その宣誓の方法及び宣誓書の様式を条例により定めております。近年、行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しが国全体で進められているところであり、国家公務員においては、令和3年4月に、職員のサービスの宣誓に関する政令が一部改正され、サービスの宣誓方法を簡素化する見直しが実施されております。

今回、こうした国家公務員の見直しを踏まえ、行政手続の簡素化を図る観点から、本県におけるサービスの宣誓方法等を見直しを図ることとし、必要な改正をしようとするものです。

次に、2条例改正の主な内容でございますが、(1)対面規制の見直しにつきまして、現在、宣誓書への署名については、任命権者または任命権者の委任する上級の公務員の面前において署名を行うこととしていますが、今後は面前での署名を改め、宣誓書を任命権者に提出する形に改正を行います。

なお、宣誓自体は、これまで同様、新規採用者の辞令交付式の際に口頭で宣言をいたします。

次に、(2)押印の廃止につきましては、宣誓書への押印を廃止し、条例において定め

ている宣誓書の様式から、押印箇所が付されていた印の文字を削除する改正を行います。

なお、これらの改正内容はいずれも国家公務員のサービスの宣誓の改正内容に準じたものとなっております。

施行期日につきましては、公布日から施行することといたします。

条例議案の説明は以上でございます。

人事課の説明は以上のとおりでございます。

◎**下村委員長** 質疑を行います。

◎**坂本委員** 直接、人事課じゃないかもしれませんが、今の条例改正の中で押印を廃止するという事なんですが、これまで県庁で押印廃止をした件数は総務部で把握することになりますか。

◎**徳重総務部長** 県庁全体で押印の見直しの取りまとめを別の課がやっております。今、数字がすぐには出てこないのですが、また後ほど御説明させていただいてもよろしいでしょうか。

◎**坂本委員** お願いします。

◎**下村委員長** 質疑を終わります。

ここで、昼食のため休憩といたします。再開は午後1時10分といたします。

(昼食のため休憩 12時3分～13時7分)

◎**下村委員長** 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

審議に入る前に、委員の皆様をお願いしたいことがございます。皆様御承知のように、本日、東日本大震災から11年を迎えます。そこで地震が発生しました午後2時46分に、震災により犠牲となられた全ての方々に、哀悼の意を表するため黙祷をささげたいと存じます。時間になりましたら、私のほうからお声がけをさせていただきますので、委員の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

〈職員厚生課〉

◎**下村委員長** それでは、次に、職員厚生課の説明を求めます。

◎**北村職員厚生課長** 最初に、令和4年度一般会計当初予算案の概要について御説明いたします。資料②議案説明書(当初予算)の29ページをお願いします。

まず、歳入の主なものを御説明いたします。一番上の7分担金及び負担金の節の欄にあります(2)職員福利厚生費負担金は、職員の健康診断等に係る公営企業局職員分の負担金を受け入れるものでございます。一番下に記載しております、15県債です。30ページをお願いします。節の欄にございます(1)退職手当債は、知事部局等の職員に係る退職手当の財源に充当するものでございます。(2)職員住宅等整備事業債は、県職員住宅の修

繕工事等の財源に充当するものでございます。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。31ページをお開きください。

職員厚生課の令和4年度当初予算額は、総額で34億3,882万4,000円となっており、前年度と比較しますと、1億7,285万9,000円、約5%の増となっております。増額の主な要因は、退職手当が1億4,000万円余り増加したことによるものです。

それでは、主な内訳につきまして、右側の説明欄に沿って御説明いたします。まず、1人件費のうち、3つ目の地方公務員災害補償基金負担金は、公務災害や通勤災害に遭った職員に対して、医療費等の補償費を給付する制度の原資としまして、職員の給与総額の一定割合を負担するものでございます。次の公務災害補償費は、会計年度任用職員など、地方公務員災害補償基金の補償対象となっていない職員が、公務災害等で被災した場合の補償費を計上しております。

次に、2退職手当です。32ページをお願いします。一番上の退職手当30億9,063万9,000円につきましては、警察、教育委員会、公営企業局を除く知事部局などの退職者に対して支給するもので、令和4年度は定年退職126名、勸奨退職20名、普通退職等25名の計171名と会計年度任用職員5名の退職手当を見込んでおります。本年度よりも定年退職者の人数が増えることなどから、当初予算比で1億4,800万円程度の増額となっております。

次に、3恩給及び退職年金は、昭和37年の地方公務員の共済年金制度発足前に退職した職員及び遺族に対しまして、恩給法及び職員の退隠料等に関する条例に基づき退職年金等を支給するもので、令和4年度は、警察職員、教員を含めた合計で49名分を見込んでおります。

次に、4職員福利厚生事業費ですが、地方公務員法第42条に基づき、職員の保健や元気回復を図ることを目的として、県、地方職員共済組合高知県支部、高知県職員連合労働組合の3者で構成する、高知県職員レクリエーション事業実施委員会が実施する球技大会などの事業に対して助成を行うための経費などがございます。

次に、5福利厚生施設整備費ですが、これは、県職員住宅の管理や維持修繕等に要する経費でございます。まず、職員住宅管理委託料は、県職員住宅の維持修繕や管理業務等を高知県住宅供給公社へ委託するものでございます。次の測量委託料、設計等委託料、改修工事請負費、1つ飛ばしまして事務費は、令和2年3月に策定しました高知県職員住宅長寿命化計画に基づき、緊急を要する工事及び集約化により廃止を予定する職員住宅に係る経費を計上したものでございます。現在、当課が所管している職員住宅は59棟608戸で、そのうち約半分に当たります31棟287戸が建築後30年以上経過し、大規模修繕や設備の更新時期を迎えつつある建物となっております。そのため、計画的な修繕等により、財政負担の軽減や平準化を図りつつ、住生活の環境整備を行うこととしております。また、県内の各地域における職員住宅の必要性や入居状況の推移から、集約化による用途廃止や有効活用

の検討などを行うこととしております。

それでは来年度に計画しております修繕工事などについて御説明いたします。測量委託料は、県有財産である職員住宅の管理や処分に要する経費で、来年度は、中村地区にあります渡上り職員住宅の土地測量を計画しております。1つ飛びまして改修工事請負費を御覧ください。これは、旭北職員住宅の配水管改修工事と窪川地区の金上野単身職員住宅の給排水管ライニング改修工事に要する経費を計上しております。1つ上の設計等委託料は、先ほど説明しました工事に伴う実施設計及び工事の施工監理に係る委託料でございます。

最後の行、6職員健康管理費は、職員の心と体の健康づくりを推進するための経費でございます。

33ページをお願いします。まず、職員健康診断等委託料は、一般健診、がん検診、特殊健康診断などの健診の実施や結果通知、保健指導などの業務を健診機関へ委託するものでございます。上から4つ目の健康管理費負担金は、地方職員共済組合高知県支部が実施する人間ドック事業に対しまして、個人負担の7,000円を除いた費用の2分の1を負担するものでございます。

なお、括弧内に記載のとおり、この負担金の相手方である地方職員共済組合高知県支部の支部長が知事となっており、民法で定める双方代理による契約となりますので、その効力を有効なものとするため、予算案を審議していただく中で、あらかじめ許諾していただけますようお願いいたします。

最後の事務費は、主にメンタルヘルス職員研修や健康相談事業などの経費でございます。メンタルヘルス対策につきましては、職員の心と体の健康づくり計画に基づきまして、早期発見、早期対応ができるような体制づくりと、働きやすい職場づくりを進めてきております。相談事業につきましても、当課スタッフと専門の精神科医、産業カウンセラーが連携して相談を受け、職員が重症化する前にカウンセリングや治療等の適切な対応ができるよう取組を続けてまいります。また、ストレスが少なく働きやすい職場づくりを目指して実施しております職場ドックにつきましては、情報共有や仕事のしやすさの工夫、執務環境の整備といった面で成果が出てきておりますので、来年度も引き続き取り組んでまいります。令和4年度当初予算の説明は以上です。

続きまして、令和3年度の補正予算について御説明いたします。資料④議案説明書（補正予算）の15ページをお願いします。

歳出につきましては、右の説明欄に沿って御説明いたします。1退職手当につきましては、勸奨退職者が見込みを上回ったことなどにより、2億91万円の増額を行うものでございます。

次に、2職員健康管理費の健康管理費負担金は、人間ドック受診者が見込みを下回ったことにより、314万1,000円の減額を行うものでございます。

最後に繰越明許費について御説明いたします。16ページをお願いします。

福利厚生施設整備費について、職員住宅の改修工事に係る実施設計の委託業務について、計画調整に不測の日時を要したため、改修工事の年度内完成が見込めなくなったことから、2,203万円の繰越しをお願いするものでございます。

職員厚生課からの説明は以上でございます。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

〈財政課〉

◎下村委員長 次に、財政課の説明を求めます。

◎三橋財政課長 まず、令和4年度当初予算について御説明をいたします。資料②議案説明書(当初予算)の34ページをお開きください。

まず、歳入につきまして主なものを御説明いたします。3地方譲与税につきまして、143億5,200万円余りを計上しており、前年度比41億300万円余りの増となっております。これは、全国的な企業業績の伸びに伴う法人税収の増によりまして、国から都道府県に配分される特別法人事業譲与税の増額を見込んでいることによるものでございます。

次に、35ページを御覧ください。上から3行目の5地方交付税につきまして、1,762億円余りを計上しており、前年度比33億4,000万円の減となっております。また、後ほど説明します臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税ベースでは、1,830億円余りとなり、前年度比181億5,000万円余りの減を見込んでおります。地方交付税などの予算額は、国の地方財政計画の伸び率を踏まえ算定しているものでありますが、令和4年度の地方財政計画において、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税が減、金額で申し上げますと3.1兆円の減となっていることを踏まえ、減額を見込んでいるものでございます。

次に、36ページをお開きください。下から4行目の2基金繰入金につきましては、183億円余りを計上しておりまして、うち、財源不足に対応するための財政調整基金の取崩しは、98億円余りとなっております。

次に、38ページをお開きください。15臨時財政対策債につきましては、先ほど地方交付税の箇所でも御説明いたしましたが、68億円余りを計上し、前年度比148億円余りの減額となっております。

続きまして、歳出を御説明いたします。39ページを御覧ください。まず中段の8財政費でございます。一番右側の説明欄を御覧ください。

2一般管理費は、知事、部局長などの交際費と、職員の病休や産休などにより、会計年度任用職員を雇用する場合にかかる経費など、全庁の調整的な経費で600万円余りを計上しております。

その下、3 財政管理費につきましては、財政課の事務費と部内の総務事務経費を計上しております。下から2つ目の予算編成支援システム再構築等委託料について御説明いたします。議案補足説明資料、青色インデックス総務部、赤色インデックス財政課の1ページを御覧ください。

まず、上のところの1 現状・課題でございますけれども、この2 ポツ目でございますが、現在、予算編成業務において使用しております予算見積書は、ワープロソフトを使用し手計算で作成しております。そしてその情報を改めてシステムに入力する必要があることから、多大な作業量を要している状況でございます。

こうした状況を踏まえまして、財政課はもとより、全庁における予算編成業務の効率化や職員の負担軽減を図りますため、令和2年度から3年度にかけてシステム再構築の基本設計を実施しておりまして、令和4年度からシステムの開発に着手をするものでございます。

2 R 4 当初予算の欄でございますが、システム再構築等に係る委託料として1億2,800万円余りの予算を計上しており、うち債務負担が7,100万円余りとなっております。中ほどに予算見積書のイメージを記載しておりまして、その右側の欄でございます。先ほど申し上げましたとおり、現在、手計算によりワープロソフトで予算見積書を作成し、その情報をシステムに入力しておりますが、システムの再構築後は、積算内訳はシステムに入力しますと自動的に予算見積書が作成されるようになります。その結果、左下の3 効果の欄でございますが、各課の予算担当者や、財政課職員の事務作業量の大幅縮減につながるというふうに考えております。

なお、スケジュールにつきましては、資料の右下に記載をしておりますが、新システムの運用開始は、現在のところ令和5年11月頃を予定しているところでございます。

議案説明書②にお戻りをいただきまして、40ページを御覧ください。16公債費の1元利償還費の説明欄、2 県債管理特別会計繰出金につきましては、地方債の元利償還金等に充てるために、県債管理特別会計に繰り出すもので、651億円余りと前年度より9億円余りの増となっております。これは、償還を迎える起債が増加したことに伴うものでございます。後ほど、特別会計の説明の際にも御説明をいたします。

次に、17諸支出金の2 基金のうち、1 減債基金の積立金につきましては、123億円余りと前年度より8億円余りの増となっております。これは、満期一括償還方式の県債の借入れに係る積立金が増えたことによるものでございます。

次に41ページを御覧ください。上から退職手当基金、財政調整基金、職員等こころざし特例基金、そして、防災対策基金は、それぞれの運用益を積み立てるものでございます。

3 公営企業支出金のうち、1 電気事業会計支出金と2 工業用水道事業会計支出金につきましては、児童手当に伴う地方負担分について、繰り出し基準に基づきまして、所要額の

一部を一般会計から繰り出すものでございます。

次に3病院事業会計支出金につきましては、41億9,900万円余りを計上しております。内訳といたしましては、繰り出し基準に基づきまして、病院事業会計負担金として、救急や高度医療、建設改良等に要する経費など、事業費の一部を、30億2,100万円余り計上しており、また、児童手当や基礎年金等に伴う地方負担分などについて、病院事業会計補助金として8億7,000万円余りを計上しております。

その次の病院事業会計貸付金につきましては、3億200万円余りを計上しており、前年度より3,900万円余りの減となっております。

次に18予備費につきましては、9億4,000万円を計上しており、前年度より3億円の増となっております。この予備費の活用状況につきましては、総務部の議案補足説明資料の中の赤色インデックス、財政課の2ページを御覧ください。

予備費の活用状況につきまして、今年度はこれまで、新型コロナウイルス感染症の感染予防、感染拡大防止に4億700万円、情報発信、相談体制の整備に700万円、経済影響対策に6億7,100万円、総額で10億8,500万円を活用してまいりました。また、昨年度は総額で7億7,700万円を活用しているところでございます。

こうした実績を踏まえまして、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や経済影響対策に機動的に対応できますよう、9億4,000万円を計上したものでございます。

次に、議案説明書②にお戻りいただきまして、803ページをお開きください。県債管理特別会計について御説明いたします。

まず、歳入の県債管理収入につきましては、上から3段目、一般会計からの繰入金651億9,400万円余り、その下段、満期一括償還に伴う借換債316億8,400万円を計上しております。

次に804ページをお開きください。歳出につきましては、公債費全体で968億7,800万円余りと、前年度より33億7,600万円余りの増となっております。これは、過去に借り入れた起債の借換えの増及び償還を迎える起債が増えたことに伴う元金償還金の増などによるものでございます。

続きまして、令和3年度補正予算について御説明を申し上げます。議案説明書④17ページをお開きください。

まず、歳入についてでございます。3地方譲与税につきまして、35億1,200万円余り増額することとしております。これは全国的な企業業績の伸びに伴う法人税収の増により、国から都道府県に配分される特別法人事業譲与税が、当初の見込みを上回ったことに伴うものでございます。

次に、5地方交付税につきまして、113億4,100万円余り増額することとしております。これは、国の経済対策補正予算によりまして、臨時財政対策債の償還や、経済対策の地方負担に対応をするものとして、普通交付税の追加交付があったことによるものでござい

す。

次に、11寄附金につきまして、これは県内外の皆様からお寄せいただいた、高知県新型コロナウイルス感染症対策助け合い寄附金の一部を歳入予算として計上するため、600万円余りを増額することとしております。

次に、18ページをお開きください。12繰入金の2基金繰入金につきましては、2月補正予算において、県税や地方譲与税などの増額分に加え、予算の効率的な執行などにより生じた財源を活用し、財政調整基金の取崩しを36億9,100万円余り減額することとしております。

続きまして、歳出を御説明いたします。20ページをお開きください。

まず、2総務費の8財政費でございますけれども、決算支援システム保守等委託料の入札残及び知事部局の病気休暇等の職員の代替の会計年度任用職員の雇用に係る経費を減額し、財政費全体で960万円余りを減額することとしております。

次に、16公債費の1元利償還費の説明欄、県債管理特別会計繰出金につきまして、26億7,800万円余りを増額することとしております。これは、国の経済対策補正予算により追加交付される普通交付税につきまして、先ほど申し上げた交付の趣旨を踏まえて、令和3年度に発行した臨時財政対策債の繰上償還に活用することなどによるものでございます。

次に、17諸支出金の2基金につきましては、173億4,900万円余りを増額することとしております。これは、国の経済対策補正予算により、追加交付された普通交付税や県税の増加分などを活用いたしまして、減債基金及び財政調整基金に積立てを行ったことによるものでございます。

続きまして、392ページをお開きください。こちらは、県債管理特別会計でございますけれども御説明をいたします。

まず歳入の県債管理収入につきましては、一般会計からの繰入金を26億8,000万円余り増額することとしております。

次に393ページを御覧ください。歳出につきましては、3段目の1元利償還費を26億7,900万円余り増額することとしております。これは先ほど一般会計のところでも御説明いたしましたとおり、普通交付税の追加交付分を活用して、臨時財政対策債の繰上償還を行うことなどによるものでございます。

続きまして、条例その他議案について御説明をいたします。議案⑤条例その他議案の25ページをお開きください。第53号議案、高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例議案について御説明を申し上げます。

高知県職員等こころざし特例基金は、南海トラフ地震対策の加速化を図り、特に、本県の将来を担う子供たちの安全安心を確保する対策を、より一層推進することを目的に、平成25年7月1日から設置をいたしまして、保育所や幼稚園の高台移転等の南海トラフ地震

対策関連事業に活用しておるところでございます。今回の改正は、高知県南海トラフ地震対策行動計画が3年間延長されることに合わせまして、平成34年5月31日までとしている当該基金の設置期間を、令和7年5月31日まで延長しようとするものでございます。

次に、⑥議案説明書の11ページをお開きください。報第1号、令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告でございます。これは、高知県議会議員補欠選挙香美市選挙区に要する経費について、急施を要したため、令和3年12月27日に専決処分を行ったものでございます。当課の所管につきましては、14ページをお願いします。歳入予算の一般財源につきまして、財政調整基金繰入3,600万円余りの増額補正を行ったものでございます。

次に、20ページをお開きください。報第3号、令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告でございます。これは、新型コロナウイルス感染症対策における営業時間短縮要請協力金に要する経費について、急施を要したため、令和4年2月10日に専決処分を行ったものでございます。当課の所管につきましては、22ページをお願いします。歳入予算の一般財源につきまして、財政調整基金繰入6億3,100万円余りの増額補正を行ったものでございます。

最後に追加提案させていただきました議案、令和4年度一般会計補正予算について御説明いたします。⑧議案説明書の4ページをお開きください。

12繰入金でございますけれども、高知県議会議員補欠選挙香南市選挙区に要する経費につきまして、財政調整基金の取崩しで対応するため、2,400万円余りの増額補正をお願いするものでございます。

以上で財政課の説明を終わらせていただきます。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎西内（隆）副委員長 見積書のシステム改修の件、ワープロでやっておるんですね。これはぜひ、省力化のため、勤務時間削減のために取り組んでもらいたいと思うんですけれども。これは財政課に聞く話なのか、デジタル政策課で聞いたほうがいい話なのか分かりませんが、本来見直すべき、見直せば業務の効率が上がるけれども着手できていないものというのは、課長の知る範囲でありますか。基本的に予算も決算も同じような形で移行が進んであって、作業量的には効率化されているという理解でいいですか。

◎三橋財政課長 全てを把握しておるわけではないんですけれども、最近言われておりましたのが、まさに予算編成システムでございまして、これは財政課のみならず各課の予算担当者も当然巻き込んでいくものでありまして、本資料の一番左下のところに関係する人数も書かせていただいておりますけれども、年間130人の方が業務に携わっておりまして、先ほど申し上げたとおり手計算でワードでつくりまして、これをシステムに入力して、議案をつくっているわけでございますけれども、これを行いますと52時間が削減されるということでございまして、全庁的に業務が効率化されるということでございます。その他の

システムについては、把握しているわけではございませんでして、答弁は、申し訳ございません。

◎坂田総務部副部長兼デジタル化推進監 デジタル政策課のほうで、庁内でこういった業務が、そういった省力化といいますか、重なっている業務なんかありますので、それを照会しております。例えば決算と監査の業務であるとか、幾つか照会した中に出てきておりますので、来年度庁内のワーキンググループの中でそういったものを少し検討していきたいと思っております。

◎下村委員長 関連で私からもお聞きしたいんですが、平成12年から現行システムでいうことで、もう20年以上ずっとこの手打ち状態が続いていたのかということをもとに1点確認したいんですが、そういうことですか。

◎三橋財政課長 御指摘のとおりでございます。

◎下村委員長 そこで聞きたかったのが、その20年のうちにもっと早い段階でこれについて改修しようという話が起きなかったのかどうなのか、私も本会議の中でもRPAとか質問をしたんですけど、この内容というのはRPA以前の話で、本当に一番基幹になる部分で、もっともっと早くやっておくべきことじゃないかなとすごく思うんですけど、その辺りは以前やろうとかいうお話とかは出なかったのでしょうか。

◎三橋財政課長 当然、システム改修すれば効率化されるわけでありまして、編成システム自体は最低限の機能は有しております。これ自体はまさにお手元の議案をつくるためのシステムであり、予算編成作業自体は手作業にはなっておりますけれども作成することができたということがございます。その中で近年デジタル化をして効率化ということが叫ばれ、いろんなシステムを検証していたという中で、全庁的に効果があるものとしてこういった予算編成システムを改善してはどうかという機運があったことから、令和2年度に予算計上させていただいて基本設計をし、そして令和4年度当初予算にこういった実施のための委託料を計上させていただくと、そういった理解をしているところでございます。

◎下村委員長 分かりました。ぜひ、今後も先ほど坂田副部長からもお話がありましたけれど、全体的にデジタル化へ向かおうっていうときに、もう一度そういう目でしっかり見て、やっぱりここは絶対早くやるべきだということは思い切ってどんどんやっていくべきだと思います。これはもう要請という形にしますが、ぜひお願いしたいと思います。

◎黒岩委員 関連して、このシステムの再構築ですが、これは、国なりほかの県と情報交換みたいなのはないんですか。

◎三橋財政課長 こういったシステムにつきましては、各県でそれぞれ構築しているというふうに承知をしています。

◎黒岩委員 ほかの県からも様々な面で情報を収集するケースも多いと思うんですけど、

そういう場合に、今回やろうとしてるもの、あるいはそれ以上のものもあるかと思うんですけど、もっと負担を軽減するという意味から言うと、そういう先行的なものを取り入れていくということは大事じゃないかなと思うんですけど、その辺りの部分はどうですか。

◎三橋財政課長 令和2年、3年と基本設計を進めていく中で、当然、我々他県ももちろん調査をしております。効率化できるところは効率化しておりますし、全庁内に意見照会しまして、こういった機能をやったほうがいいんじゃないとか、こういった点がもし改善できるんじゃないかと、そういった意見を組み入れた上で設計を組んでおりまして、一定効率的なものになっているんじゃないかというふうには考えております。

◎坂本委員 関連して、新しいシステムができたときに、今だったら例年の事業で継続しているものはわざわざ打ち直さなくても、例えば金額だけ入れていくとかいうことで、毎年見積書を作っていたと思うんですけど、新しいシステムになったら全部これを読み込むのか、あるいは打ち込み直すのか。その辺の移行はどんなふうにされるのでしょうか。

◎三橋財政課長 予算編成システム自体は、過去の蓄積があるわけじゃなくて、単年度単年度のものをつくり上げていくということでございます。切替えでございますけれども、資料の右下にスケジュールを書いておりますが、この新しいシステムにつきましては、令和6年度の当初予算から使いたいというふうに考えております。したがって、令和5年度の予算編成までは、旧システムでつくっていきたくて考えております。

◎坂本委員 だから、令和6年度当初予算編成ということは、令和5年11月頃から各課で予算見積書をつくる時に新しいシステムになって、それで予算見積書をつくり出すわけですね。そのときに、例えば、さっき単年度単年度と言いましたけれども、今までだったら事業名は全部同じのやつは上書きをしていたんじゃないかなと思ったりするんですけども、今回システムが全部移行すると打ち込み直すのか、あるいは、今までのやつを何か機械的に読み込んでそれで修正をかけていくのか。少しでも、その新たなシステムを運用開始する際にも、できるだけ手間を取られんように、移行期間に円滑にいくような方法を取れたら、時間外も増えたりしないんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどうですか。

◎三橋財政課長 そういった既存のものが使えるかどうかということでございますけれども、今後この委託の仕様書をつくっていく中で、御指摘の点も含めて検討させていただきたいと思っております。なるべく職員の皆様の手間にならないような仕組みの方向で検討したいというふうに考えております。

◎下村委員長 質疑を終わります。

〈税務課〉

◎下村委員長 次に、税務課の説明を求めます。

◎久保税務課長 令和4年度当初予算案につきまして御説明申し上げます。資料②議案説

明書（当初予算）の44ページをお開きください。

令和4年度の歳入予算の県税収入についてでございます。令和4年度の県税収入につきましては、県内景気に持ち直しの動きが見られますことから、今年度当初予算と比較いたしまして、11.3%、700億9,600万円余りの増と見込んでおります。それでは、主な税目について御説明申し上げます。

まず、上から3番目の個人の県民税でございますが、景気の持ち直しの動きの中、今年度当初予算と比較で8.5%の増となります、224億3,500万円余りを見込んでおります。

次の法人の県民税でございますが、景気の動きにより企業業績の回復が見込まれますことから、今年度当初予算との比較で47.4%の増となります、16億9,600万円余り、また、一番下にあります法人の事業税につきましても、42.0%の増となります、154億1,600万円余りを見込んでおります。

その1つ上の個人の事業税につきましても、同様に、今年度当初から30.4%増の8億9,500万円余りを見込んでおります。

次のページが一番上の地方消費税でございます。地方消費税につきましては、令和元年10月に消費税、地方消費税の税率が引き上げられました影響などから、これまで大きな伸びを示しておりましたが、4年度はその伸びが一定、平年度化される見込みでありますことから、今年度当初予算とほぼ同額の145億円余りを見込んでおります。

次に、46ページをお願いします。下から2番目にあります、地方消費税清算金でございます。地方消費税は、各都道府県の税務署に申告納付された税収を最終消費地となる県に帰属させるため、小売年間販売額に関するデータや人口を基準として、各都道府県間で清算を行うこととなっております。この清算金収入は、他の都道府県から本県に払い込まれるものでございます。令和4年度は、全国の払込み状況などを参考にいたしまして、今年度の当初予算との比較で5%の増となります、337億5,500万円余りを見込んでおります。

次に、歳出予算につきまして御説明申し上げます。49ページをお開きください。

賦課徴収に要する経費であります税務費につきましては、前年度と比較いたしまして、8,200万円余りの増となります、25億7,900万円余りとなっております。

歳出の主なものを、右端の説明欄に沿って御説明申し上げます。まず、人件費でございますが、税務課と県税事務所の職員140名分の給与でございます。

次の賦課徴収費の上から2番目の県税等収納業務委託料は、コンビニエンスストア、スマートフォンを利用した県税収入につきまして、その収納業務を収納代行業者に委託するための経費でございます。

4つ下の債権調査回収委託料は、税外未収金の中で、県職員では対応が困難な案件の回収を促進するために、専門知識と回収のノウハウを持つ弁護士の方々に回収業務を委託するための経費でございます。

その3つ下の地方税共同機構負担金につきましては、全国的に運用されております法人2税の電子申告などのシステムの共同管理と、地方税に関する調査研究や研修などを行うことを目的に、地方税法の規定により設立されております地方税共同機構に対する負担金でございます。

50ページに移りまして、上から2番目の地方消費税徴収取扱費負担金でございます。都道府県税であります地方消費税は、国税である消費税と一緒に、各地の税務署に申告納付されまして、その後、国から各都道府県に払い込まれますことから、この地方消費税の賦課徴収に要する経費を、地方税法の規定に基づきまして、国に支払うものでございます。

次の3納税促進費でございますが、これは、税に関する知識の普及や啓発活動、市町村や特別徴収義務者に対する交付金などに要する経費でございます。3つ目の個人県民税徴収取扱費市町村交付金とその下の軽油引取税特別徴収義務者交付金は、個人県民税の賦課徴収を行う市町村と、軽油引取税の特別徴収を行う石油販売店などに対しまして、地方税法の規定などに基づきまして、交付金を支出するものでございます。

次の4税務電算事業費は、県税の賦課徴収に係る一連の事務をシステムで処理するための経費でございます。税制改正などに伴いまして、電算システムを修正する経費や、国から提供される税務データなどを共同処理する経費、また、税務総合システムの運用保守に関する業務を委託する経費でございます。上から4番目の税務システム整備委託料でございますが、令和2年度から整備を行っております次期税務システムにつきましては、来年1月の稼働を予定しておりますが、その再整備最終年度の経費と、次期システム稼働に合わせまして、自動車税種別割の納税通知書など発出件数の多い帳票の作成や、封筒への封緘作業、自動車税申告書のパンチ入力作業などを外部委託するための経費でございます。

51ページを御覧ください。諸支出金でございます。内訳にあります、1地方消費税清算金は、各都道府県に納付された地方消費税を最終消費地に帰属させるための清算を行った結果、本県から他県に支払うものでございます。

次の2利子割交付金から、6ゴルフ場利用税交付金と8自動車税環境性能割交付金、9法人事業税交付金につきましては、地方税法の規定に基づきまして、それぞれの県税収入の一定割合を、各市町村に交付するものでございます。

7県税還付金等支出金は、納付した税金が納め過ぎとなった場合や、誤って納められた場合に、過誤納金として納税者の皆様に還付するための経費でございます。

一般会計につきましては以上でございます。

続きまして、786ページをお開きください。令和4年度高知県収入証紙等管理特別会計の当初予算案でございます。自動車税のうち、自動車を取得する際に課税されます環境性能割と自動車の新規登録時に月割で課税いたします種別割につきましては、地方税法の規定によりまして、証紙により納付することとされておりますので、この2つの税に関する経

理をこの特別会計で処理しております。市町村税であります軽自動車の環境性能割につきましても、地方税法の規定により、当分の間、都道府県が賦課徴収することとされておりますことから、合わせてこの特別会計で処理しております。

まず、歳入でございます。収納に関する取扱い手数料に相当いたします一般会計からの繰入金を710万円余り、証紙収入としての始動票札交付料を9億750万円余りと見込みまして、合計で今年度との比較で、6,000万円余りの増となります9億1,400万円余りを計上しております。

次のページをお願いします。歳出につきましては、歳入として受け入れました9億1,400万円余りの全額を繰出金といたしまして、一般会計に繰り出すことで、登録時における自動車税に関する税収としております。軽自動車税の環境性能割につきましても、申告実績に応じまして、各市町村に支出しております。

特別会計につきましては以上でございます。

続きまして、令和3年度一般会計補正予算案について御説明申し上げます。資料④議案説明書（補正予算）の22ページをお開きください。

まず、歳入の県税でございますが、今年度の税収につきましては、昨年度の納付状況や国の地方財政計画などを参考に、新型コロナウイルス感染症の影響なども考慮して見込んでおりましたが、税収が当初の見込みを上回る見通しとなりましたことから、県税全体といたしまして、69億7,500万円余りの増額補正をお願いするものでございます。主な税目について御説明申し上げます。

上から3番目にあります個人の県民税でございます。個人の県民税につきましては、株取引の活発化などから、特に、株式等譲渡所得割が大きく伸びておりますことなどから、全体で14億8,100万円余りの増を見込んでおります。

その下の法人の県民税と一番下に記載しております法人の事業税につきましては、県内景気の持ち直しの動きなどから、法人の県民税で4億8,200万円余り、法人の事業税では39億5,900万円余りの増額を見込んでおります。

次の23ページの一番目にあります地方消費税につきましても、同様に、当初予算から9億5,400万円余りの増を見込んでおります。

24ページをお開きください。一番上の自動車税でございます。内訳にあります環境性能割は、自動車を取得した際に課税されるものでございますが、半導体不足などによるメーカーの生産台数の減少などの影響から、種別割と合わせまして、自動車税全体で1億6,000万円余りの減を見込んでおります。一番下の計の上に記載しております地方消費税清算金につきましては、この1月の地方消費税の国からの払込みをもちまして、収入額が確定いたしましたので、1億8,200万円余りの増額をさせていただくものでございます。

以上、歳入につきましては、県税と地方消費税清算金の合計で71億5,700万円余りの増額

補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出予算の補正につきまして御説明申し上げます。25ページを御覧ください。

まず、右の説明欄の2番目にあります賦課徴収費でございます。債権調査回収委託料につきましては、税外未収金のうち、県職員では回収が困難な案件の回収業務を弁護士の方に委託しているものでございますが、各債権主管課からの最終催告などに対しまして、債務者からの分納の申出などの反応がありまして、委託に至らない案件が発生いたしましたことなどから、170万円を減額させていただくものでございます。

事務費につきましては、県外旅費などにつきまして、不執行が生じたことから、旅費につきまして、減額させていただくものでございます。

次の税務電算事業費の電算システム修正等委託料でございますが、今年度の税制改正につきまして、大規模なシステム改修が必要となる地方税法の改正などがございせんでしたことなどから、470万円を減額させていただこうとするものでございます。

収入証紙等管理特別会計繰出金につきましては、後ほど説明させていただきます自動車税の環境性能割などの会計を処理しております特別会計の繰出金でございますが、税収の減額見込みに伴いまして減額させていただくものでございます。

次の諸支出金でございます。4株式等譲渡所得割交付金と9自動車税環境性能割交付金、それと、次のページにあります10法人事業税交付金につきましては、地方税法の規定に基づきまして、県税収入の一定割合を各市町村に交付するものでございますが、それぞれの税収の増減によりまして、補正をさせていただこうとするものでございます。

25ページの8県税還付金等支出金につきましては、当初想定しておりました還付金等の額が想定を下回る見通しとなりましたことから、減額させていただくものでございます。この諸支出金では、合計いたしまして、3億7,700万円余りの増を見込んでおります。

以上によりまして、一般会計の歳出全体では、26ページの計にありますとおり、3億6,700万円余りの増額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、380ページをお願いします。令和3年度高知県収入証紙等管理特別会計の補正予算案でございます。先ほど歳入で御説明申し上げました、証紙により納付される自動車税環境性能割などの税収の減額に伴いまして、その会計を処理しております特別会計のほうも9,800万円余りの減額補正をお願いするものでございます。

次のページでございますが、歳入の減額の見込みに伴いまして、歳出の一般会計と繰出金につきましても、同額の減額補正をお願いするものでございます。

税務課の説明は以上でございます。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 債権回収事業ですが、弁護士に入ってやっていただいています、その効果

はどのように見えていますか。

◎久保税務課長 弁護士への委託につきましては、今年度の実績で、71件ほどの債権を委託させていただきました。弁護士に委託する債権といいますのは、先ほど説明させていただいたとおり、それぞれの原課で、例えば、手紙を差し上げても反応がない、訪問しても出てきてくれないということで、ある意味、それぞれの原課での対応がなかなか難しいというものについて、弁護士に委託させていただいております。その上で弁護士が、委託となった債務者の方へ手紙を送ることによって、今まで取れてなかった連絡が取れるようになりまして、結果的に、今年の例で言いますと、委託したうち80%弱の方から分納の申出がありまして、最新の数字で20%弱の納付がっております。そういう意味で言いますと、繰り返しになりますが、県のほうでは全く打つ手がなかった方に対してこれだけの反応があるということで、委託というのは極めて大きな効果を生んでいるというふうに考えております。

◎黒岩委員 今後の見通しとしては、景気もよくなつてはきているという状況の中で、ある一定の債務の残りがあつたということが見込まれると思うんですけど、稼働率はどんなもんですか。

◎久保税務課長 先ほど言いましたとおり、県で見通しのないものを委託させてもらっているんですが、それぞれの弁護士も債権回収に詳しい弁護士ですので、そういう意味では積極的に取り組んでいただいております。

◎西内（隆）副委員長 マルチペイメントネットワークを利用した県税のペイジー収納及び云々なんですけれども、これクレジットカード以外の選択肢を広げるとか、そういう趣旨で導入されるものですか。

◎久保税務課長 今、新しい税務システムを整備しておりますが、5年1月からシステムは稼働するんですが、その年の4月から全国的に共通納税システムっていうのが稼働いたしまして、当然それに参加するようになっております。5年4月からは、お話のありましたクレジット納付なんかも対応できておりますので、5年4月からは、県税の収納手段というのが飛躍的に広がることとなりますので、それに向けて私どもも積極的にPRしていきたいというふうに考えております。

◎西内（隆）副委員長 決済手段の多様化っていうわけじゃなくて、いろんなものが、いわゆる電子収納できるようになるという理解でいいですか。

◎久保税務課長 今年からスマートフォン収納を広めましたけど、やはり県税収納の率を上げるというのは、納税者の方の収納手段を広げることが、一つの大きな手段だと思いますので、そういうふうに納税者の方の納める手段を拡大することが大きな目的というふうに考えております。

◎西内（隆）副委員長 私が最初の答弁をはっきり聞き取れなかったせいもあるかもしれ

ませんが、手段の拡大ということは、クレジットカード以外のいろんなシステムを使えるようになるという理解でいいですか。

◎久保税務課長 5年4月からは、クレジットカードのほかにも地方税統一QRコードを利用した納付も始まりますので、そういう意味では、収納手段の拡大が図れるというふうに考えております。

◎西内（隆）副委員長 今、様々ないろんな決済手段を、スマートフォン持っている方は持ってらっしゃいます。クレジットカードにも搭載されておりますので、対応できるような環境整備、これからもしっかり進めていただければと思います。

◎下村委員長 質疑を終わります。

〈市町村振興課〉

◎下村委員長 次に、市町村振興課の説明を求めます。

◎平本市町村振興課長 当課から説明させていただく議案は、令和4年度当初予算、令和3年度2月補正予算、令和3年度補正予算の専決処分報告及び令和4年度補正予算でございます。まず、令和4年度当初予算について御説明させていただきます。資料②議案説明書（当初予算）の52ページをお願いします。

まず、歳入予算でございます。前年度からの大きな変更点といたしましては、中ほどからちょっと下の9国庫支出金の中の1総務費委託金の右側の（3）選挙執行管理費委託金といたしまして、本年7月25日に任期満了となります参議院議員通常選挙の執行に係る委託金といたしまして、6億3,836万円を計上している点でございます。そのほか一番上の7分担金及び負担金の中の1総務費負担金といたしまして、市町村振興費負担金2,424万円を計上しております。これは、県から高知人づくり広域連合等への派遣職員3名分の給与に係る負担金でございます。また、中ほどの9国庫支出金の中の1総務費補助金といたしまして、生活基盤施設耐震化等交付金及びマイナポイント事業費補助金、合わせて1,620万円余りを計上しております。53ページの14諸収入の中の1貸付金元金収入といたしまして、自治福祉振興資金貸付金の元金収入1億7,604万円余りを計上しており、当課の歳入合計は、ページ一番下の計のとおり、8億5,804万円余りとなっております。

次に、歳出予算について御説明させていただきます。54ページをお願いします。当課の歳出予算の総額は、一番上の段の2総務費にありますとおり16億6,547万円余りとなりまして、前年度と比較いたしまして、1億3,451万円余りの増となっております。増となりました主な要因といたしましては、来年度予定されております参議院議員通常選挙及び令和5年度に予定されております県議会議員選挙の執行に係る経費によるものでございます。当課の歳出予算は、市町村振興費、選挙管理費及び選挙執行管理費に分かれておりまして、まず1つ目の市町村振興費について、主な項目を御説明させていただきます。54ページの右の説明欄を御覧いただければと思います。

まず、2行財政運営支援費は、市町村の行財政運営について、適切な助言、支援を行うための経費でございます。1つ目の電子計算事務委託料は、普通交付税の算定に係る委託料でございます。

2つ目の水道広域化推進プラン策定委託料は、総務省及び厚生労働省から、令和4年度までにプランの策定が要請されたことを受けまして、その策定に係る業務を委託するものでございます。委託内容といたしましては、アドバイザー業務及び施設統合に係る効果試算業務の2点になります。アドバイザー業務委託は、データ分析や情報収集、全体的な調整等の業務について、プラン改定に向けた作業を支援していただくものでありまして、施設統合に係る効果試算業務につきましては、総務省から施設統合等のハード面での広域化の検討を求められていることを踏まえまして、さらなる広域化によるコスト削減を目指して、効果試算を行うものでございます。

3つ目のマイナンバーカード普及促進事業委託料は、県民の皆様マイナンバーカードを取得しやすい環境を提供するため、市町村と連携しながら、スーパー等の多くの人が集まる場所や、従業員等が多い企業等において、出張申請受付や出張申請サポートを実施するものでございます。

一番下の市町村等事務処理交付金は、高知県の事務処理の特例に関する条例等に基づきまして、市町村長に権限移譲している事務の処理に要する経費を、地方財政法の規定に基づき交付するものでございます。

55ページをお願いします。1つ目のれんけいこうち広域都市圏事業推進交付金は、れんけいこうち広域都市圏の取組を着実に推進し、県勢浮揚につなげていくため、国が定める連携中枢都市圏の圏域外となり、特別交付税措置がなされない県東部と県西部の13市町村に対して、ビジョンに位置づけられた事業の実施に要する経費に対して県が支援を行うものでございます。

2つ目の市町村振興宝くじ交付金は、市町村振興宝くじであるサマージャンボとハロウィンジャンボの収益金を、公益財団法人高知縣市町村振興協会に交付するもので、各市町村が共同で行う事業の財源として活用されております。

3つ目の市町村財政安定化資金貸付金は、佐川町に建設する新たな管理型最終処分場の設置に伴う整備費用の市町村負担分に係る経費に貸付けを行うことにより、市町村の負担の平準化を図るものでございます。

続きまして、3住民基本台帳ネットワークシステム事業費についてでございます。

2つ目の保守管理委託料は、住民基本台帳ネットワークシステムの運用及び保守に係る経費を、また、次の本人確認情報処理事務等負担金は、地方公共団体が共同して運営する組織であります、地方公共団体情報システム機構に対して、本人確認情報の処理事務等に要する経費を計上しているものでございます。

続きまして、次の項目の2選挙費でございます。1選挙管理費の右の説明欄でございますが、1選挙管理委員会費は、選挙管理委員会の運営に係る経費を計上しております。

56ページに移りまして、2明るい選挙推進事業費は、将来の有権者である、小中高校、大学等の若者を対象とした出前授業、若者と議員との意見交換会や、参加型学習会などの各種啓発事業に係る経費のほか、公益財団法人明るい選挙推進協会に対する負担金などを計上しております。

次に、2選挙執行管理費につきましては、令和4年7月に任期満了となります参議院議員通常選挙の執行と、令和5年4月に任期満了となります県議会議員選挙の執行に要する経費となっております。主なものとしたしましては、啓発用の広告等に要する委託料や、ポスターやビラなどの候補者の選挙運動に要する費用の一部を公費で負担する選挙公営費負担金、投開票場やポスター掲示場などの設置など、市町村が必要とする経費を交付する市町村等交付金、また、選挙公報印刷や投票用紙作成に要する事務費など、選挙の管理執行に必要となる予算を計上しております。

続きまして、58ページをお願いします。債務負担行為でございます。先ほど御説明いたしましたとおり、県議会議員選挙は令和5年度当初に予定されておりますことから、4年度から5年度にかけて継続した取組が必要な啓発用広告制作等委託料661万3,000円と、選挙公報の印刷にかかる経費360万円について、債務負担行為を計上しております。

令和4年度当初予算に関する説明は以上でございます。

続きまして、令和3年度補正予算を説明させていただきます。資料④議案説明書（補正予算）の27ページをお願いします。一番上の2総務費でございますとおり、歳出予算といたしまして総額1億837万円余りの減額補正をお願いするものでございます。主な項目につきまして御説明させていただきます。ページ右の説明欄を御覧いただければと思います。

まず、1人件費につきましては、市町村派遣職員費負担金の1,099万円余りの増額は、当該市町村からの交流職員として来ております2名について、その人件費を該当市町村に負担するものでございます。

次に、2行財政運営支援費について、れんけいこうち広域都市圏事業推進交付金の712万円余りの減額は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、縮小、取りやめ等を余儀なくされた事業もあり、交付対象事業が見込みを下回ったことによるものでございます。市町村振興宝くじ交付金の1億1,204万円余りの減額は、市町村振興宝くじの売上げが当初予算の見込みよりも下回ったことによるものでございます。事務費の20万円の減額は旅費の減額によるものでございます。

令和3年度補正予算に関する説明は以上となります。

続きまして、報第1号、令和3年度補正予算の専決処分報告を御説明させていただきます。資料⑥議案説明書（条例その他）の15ページをお願いします。

高知県議会議員補欠選挙香美市選挙区の実施に要する経費につきまして、急施を要したため、昨年12月27日に専決処分を行ったものでございます。補正額といたしましては、2総務費の補正額欄にございますとおり、3,618万円の増額補正をしたものでございます。内容の主なものを御説明させていただきます。右側の説明欄を御覧ください。上から2つ目の一般職給与費204万3,000円は、職員の時間外勤務手当でございます。3つ目の選挙公営費負担金310万1,000円は、選挙運動のうち公費負担ができるものに係る負担金、4つ目の市町村等交付金2,779万5,000円は、選挙区である香美市が選挙執行に要する経費を交付する市町村交付金及び不在者投票施設交付金となっております。当該補欠選挙は、1月28日に告示、2月6日投開票の日程で執行されました。

令和3年度補正予算の専決処分報告に関する説明は以上となります。

最後に、令和4年度一般会計補正予算を御説明させていただきます。資料⑧追加議案説明書（補正予算）の5ページをお願いします。一番上の2総務費にございますとおり、歳出予算といたしまして、総額2,474万円の増額補正をお願いするものでございます。主な項目について御説明させていただきます。ページ右の説明欄を御覧ください。県議会議員選挙執行経費でございますが、今回の補正は、県議会の香南市選挙区選出議員の辞職に伴う補欠選挙の執行に要する経費でございます。選挙の期日は、4月10日日曜日を予定しており、令和3年度から令和4年度にかけて執行されるため、議案では令和4年度分に係る予算を提出させていただいております。主なものといたしましては、ポスターやビラなどの候補者の選挙運動に要する費用の一部を公費で負担する選挙公営費負担金、投開票場やポスター掲示場の設置など、今回は香南市のみでございますが、香南市が必要とする経費を交付する市町村等交付金、その他関係資料の印刷や投票日をお知らせする新聞広告に要する事務費など、選挙の管理執行に必要となる予算を計上しております。

市町村振興課からの説明は以上でございます。

◎**下村委員長** 質疑を行います。

◎**田中委員** 本会議でもちょっと触れさせていただいた、れんけいこうち広域都市圏事業なんですけれど、昨年度は700幾らかの減額で、先ほど新型コロナウイルスの影響で開催できなかった事業というお話があったんですけれど、例えばどんな事業か内容を少し教えていただけますか。

◎**平本市町村振興課長** 令和3年度もいろいろと事業に取り組もうとしていたところでございますが、減額となった主なものといたしましては、例えば地場産品販路拡大事業につきましては、事業者を連れて首都圏での商談会などを開催する予定でございましたが、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえまして、開催が見合せとなったものですとか、あるいは二段階移住促進事業につきましても、首都圏での移住相談会が開催できなかったものでございまして、そういったものにかかる費用の減額をお願いさせていただくものでござ

います。

◎田中委員 減額が700万円幾らですけど、当初をちょっと教えていただいていた方がいいですか。

◎平本市町村振興課長 令和3年度の当初予算といたしましては、1,782万2,000円でございます。

◎田中委員 1,700万円のうち700万円が減額ということなんですけど、そこで来年度当初で1,500万円ぐらいの予算を組んでいますよね。それはもう執行できる予定なんですか。

◎平本市町村振興課長 コロナの感染状況を見ながらというところではございますが、その事業化に向けて各市町村が連携して取り組んでいただきたいと思います。

◎田中委員 何が言いたいかというと、結局、来年もコロナがいつ終息するか分かりませんが、一定その移住とかに関しても移住促進課で工夫してやったりしているじゃないですか。だからいろんな形で、ウィズコロナといいますか、コロナがあっても一定しっかり事業が執行できるような予定を組んでいかないといけないと思うんです。ただただ予算組んでじゃなくて、せっかくこういう連携の枠組みなんです。私すごく期待してるんですよ、この事業に対して。そういった意味でぜひ執行できるような予定を立てていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

◎平本市町村振興課長 委員の御指摘のとおりだと思います。今年度につきましても、コロナの影響を鑑みて首都圏でのいろんな取組というのはできなかった部分がございますが、その中でオンラインを通じてやるような形で工夫をしながら取り組んでいるところでございまして、来年度も引き続き知恵を使いながら、やって進めていきたいと考えております。

◎坂本委員 54ページのマイナンバーカード普及促進事業委託料の関係ですけれども、さっきスーパーとか、多くの人が集まる場所へ出張して申請のサポートをしていくというようなことでしたけれども、どういうところにその業務を委託して、やることによってどれぐらい申請が増えるだろうと試算をされているのか。あと進んでいない市町村に重点を絞っていかれるのか、県下のということなのか、その辺もう少し詳しく教えていただきたい。

◎平本市町村振興課長 まずどういった事業者にということですが、来年度の事業につきましても、プロポーザルを実施いたしまして、いろいろその企画をしていただきながら、提案いただきながらいろんなスーパーとかへ売り込みができる事業者というのを期待したいと思っております。それと4年度事業についての試算ですけれども、今年度もスーパーへのお出張申請ですとか、従業員の多くいらっしゃる事業者へ、市町村の職員の方にお出張していただいて、事業者での出張申請をやっていただきました。そういった中で、今年で言えば、2,000人近くの方が申請していただきましたので、来年度につきましてもやっていただきたい。スーパーへのお出張申請では700人とか、ワクチン接種会場でも出張申請をやりまして、そういったところも400人とか、一定の数、出張申請で取得いただいた方がい

らっしゃいます。なかなか全員取得というのは難しいですけれども、一定人の多いところに行けば、関心を持って取得していただく方はいらっしゃいますので、来年度も引き続きそういった方に広くアピールして、取得していただきたいと思っております。

◎坂本委員 今年やって、また来年はこうやってみたいに言うけど、この事業は来年度の新規事業ですよ。だから、今年やっていたのは別の事業じゃないですか。

◎平本市町村振興課長 今年度やっておりましたのはスーパーの出張申請ですとか、ワクチン会場での出張申請、あるいは事業者へのお出張申請というのをやっておりました。来年度も引き続きそういったものはやっていきたいと思っておりますけれども、また別途、ちよっと来年度新たに考えておりますのは…。

◎坂本委員 予算見積書を見たら、去年はマイナポイント普及啓発事業委託料というので、それはもう今年で終わっているわけですよ。来年新規でマイナンバーカード普及促進事業というのが委託料として計上されているということで、しかも、今年度は全額国費で、来年度は一般財源ということじゃないですか。そういう意味では、事業そのものは、似たようなことをやっているけれども変わったという判断じゃないですかね。しかも、私、決して、普及促進を進めているわけじゃないですけども、去年は300万円の予算で、今年、1,800万円ぐらいの委託料の額が太っている、それに対して、今年2,000人で、来年どれぐらいかといったら、もっとう、大きくなるということ想定されたりとか、そこら辺が分かるように説明していただけたらと。

◎徳重総務部長 今、坂本委員に御指摘いただいた、これは新規の事業で事業が変わってんじゃないかというのはおっしゃるとおり、もう今回は新規事業として上げさせていただいてるんですけど、令和3年度事業としては、マイナポイントの普及啓発がもちろんメインの事業であったんですけども、その際に、マイナポイントを使ってもらうにはそもそもマイナンバーカードを持ってもらう必要がありますので、一緒にマイナンバーカードの普及も併せて取り組んできていたところがございます。その際に、今年度も既に出張申請というものを何回かやらせていただいております、やはり出張申請をすると、わざわざ役所に行かなくても、例えばスーパーとかに来てもらって、そこで何らかのついでにできるということがあったので、令和4年度の事業としても、今回そのマイナポイントの普及啓発事業というのはなくなっていますので、ただそうは言ってもマイナンバーカードの取得に取り組んでいかないといけないということがございましたので、今回は昨年そういう、付随的な事業としてやらせていただいたマイナンバーカードをサポートすること、出張申請を可能とするようなことを新規事業として上げさせていただいているという、区分けとしてはそういうところがございます。

◎坂本委員 そういう意味では、今年度はマイナポイントをしながら加入促進も併せてやったということで、それでさっきの説明だと、約2,000人ぐらいは、新たに申請してもらえた

と。予算的に言うと6倍ぐらいの予算をかけてやろうとしている委託事業が、一体どのぐらい申請があるだろうということなんかは想定した上で、やられてないのかなど。逆に言うと、委託契約をする際には、大体何市町村ぐらいで、これだけの回数やって、このぐらい申請がされるだろうという見通しのもとに仕様書なりをつくってやっているんじゃないかと思うんですけども、そこら辺りが、ちょっと今年度と来年度を比較して話してもらえたらありがたいなど。

◎平本市町村振興課長 来年度につきましては、事業者等と出張申請の出張サポートを合わせて100事業者へ連絡していただいたり、アプローチをかけていただきたいというふうに考えております。あわせて、イオンですとか帯屋町などの人の多く集まる場所で、週1回決まった曜日に出張申請サポート会場を設けて、そこにいらっしゃった方を、マイナンバーカードの申請につなげていただきたいと考えております。

◎下村委員長 具体的な人数の目標の数とか、そこら辺のお話を聞いていると思うんですけど。

◎平本市町村振興課長 来年度、目標といたしましては、5,000人程度申請につなげられればと期待はしております。

◎中根委員 水道広域化推進プランについてお伺いしたいと思います。令和3年度は288万円ぐらいの予算がついていて、そのときの議論のときにも、市町村の話をしっかりお聞きしながら進めなければという議論があって、私もそういう発言をしたと思います。この間、どんな議論があって、今度また随意契約で公募型プロポーザルで、また別の業者に委託をする形になるんですか。今回の予算は。

◎平本市町村振興課長 来年度につきましては、水道広域化に係る委託費として2つ予定をしております。一つは、来年度、広域化プランの改定を考えておりますので、その改定に向けたアドバイスを広く頂けるようなところで思っております、それは今年度と同じような形で大体300万円ぐらいの規模で考えております。もう一つ考えておりますのが広域化プランの中でも書いておりましたけれども、施設の統廃合の可能性を模索していこうと考えておまして、こういったところであれば、施設の統廃合の可能性があるのかという試算をしていただくこうというところで、また一つ別の事業者にもプロポーザルで委託をさせていただこうというふうに考えております。

◎中根委員 そのときにやっぱり費用的には随分、統廃合の施策をしていただくところへの委託が大きい金額になっているんですけども、この間の市町村との、それぞれの地域性の中でどんなことがどうなのかという調査の内容、それが新しい委託先に生かされなければ、本当に高知県のような、ただ単に、はい合併しましょうと、ぽんと合併してうまくいくという保証のないようなところでは、生かされる形になるのかしらという不安があるんですけど、どうですか。

◎平本市町村振興課長 昨年11月に水道広域化のプランを策定いたしまして、そのプランの中ではシステムの共同化ですとか、資材等の共同発注、共同委託などの項目についても検討していこうというようなプランの方向性になってございます。そういったシステム共同化に向けた議論ですとか、資材の共同発注とかについて、いろんな各市町村といろいろ相談をしながら、こういった可能性があるのかというお話をさせていただいております。なかなか共同発注につきましても、システムにつきましても、大きい方向性としては、市町村それぞれ御理解いただいておりますけれども、なかなか具体のイメージというか、こういった形でやるとそれぞれの市町村へのメリットが生まれるのかとか、連携することによるメリットはどういったものが生まれるのかといった、そういった具体的なイメージがまだ、なかなかつかみにくいところがございますので、そういったところを、まず我々としては示しながら進めていきたいと考えております。

◎中根委員 とても心配しているのは、水資源ってのは本当に命に関わる問題であったりするわけですから、より丁寧にしてもらいたいと思うんだけど、統合ありきというふうになってしまって、本当に必要なところに実施されるか、その辺りが本当に大丈夫かしらって、ちょっと心配になっているんですけど、どうですか。

◎平本市町村振興課長 統廃合につきましても、統廃合ありきという形では我々も考えておりませんので、そういった試算をして、こういったものであれば効果が出るのではないかというような試算がもし出れば、あとはそれぞれの市町村、事業者は市町村でございまして、市町村とも話をしながら、可能であればやっていくというところでございまして、統廃合ありきで我々の考えを市町村に押しつけるというような形で進めるつもりは全くございません。

◎中根委員 その辺りが徹底されて、市町村のほうにも、統廃合ではなくて別の道があるとなれば、その選択がありですよっていうふうなことを、多様な見方でこの水の問題を考えるという、そういう姿勢をとことん随契で受けてくださるところにも伝えておかないと、やっぱり一つの形をつくらなければというふうにやっぱり動かれると思うんですよね。その辺りの心配というか、その辺りの意の通じさせ方というか、そういうのを、本当に丁寧にやってもらいたいと思うんですが。

◎平本市町村振興課長 委員の御指摘のとおりだと思いますので、その辺は、配慮しながら事業者との選定といいますか、事業者との話合いの中でもやっていきたいと思っております。

◎下村委員長 質疑を終わります。

それでは、ただいまから、東日本大震災で犠牲となられました方々の御冥福をお祈りするため、1分間の黙祷をささげます。

御起立をお願いいたします。

黙祷。

(黙祷)

◎下村委員長 黙祷を終わります。

御着席ください。

ここで、休憩にしたいと思います。開始時刻を午後3時10分とします。

(休憩 14時47分 ～ 15時8分)

◎下村委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

〈デジタル政策課〉

◎下村委員長 次に、デジタル政策課の説明を求めます。

◎津田デジタル政策課長 それでは、まず、令和4年度当初予算について御説明いたします。資料②議案説明書(当初予算)の59ページをお願いします。

歳入予算の主な項目について御説明いたします。まず、7分担金及び負担金は、県庁ネットワークの運用経費等に係る公営企業局からの負担金です。

9国庫支出金は、RPA事業の推進や、手書きの申請書類のデータ化などの行政サービスのデジタル化の取組や、市町村への支援に充当する交付金です。

14諸収入は、電子申請システムやウェブ会議システムの市町村共同利用に伴う負担金、情報セキュリティクラウドの運用管理に関する市町村等からの負担金、給与の法定外控除に関する関係団体からの手数料などを見込んでいるものでございます。

続きまして、60ページをお願いします。歳出予算の総額は、15億8,900万円余りで、前年度と比較いたしますと、約11%、2億円弱の減となっております。

主な内訳について、右側の説明欄で御説明いたします。

まず、2デジタル県庁推進費の1つ目、電算処理委託料ですが、これは、給与システムなど、基幹業務システムの運用保守に要する経費です。

次の県庁ネットワーク運用等委託料は、本庁や出先機関が接続している県庁ネットワークの運用保守や更新、ヘルプデスクの業務などに要する経費です。令和4年度は、インターネット接続用仮想端末基盤整備等が終了したことにより、約3,600万円ほどの減額となっております。

2つ下の庁内クラウド整備委託料は、1つのサーバーを複数のシステムで共有し、ハードウェア関連経費の削減を図る庁内クラウドの運用に要する経費です。社会保障・税番号制度システム整備委託料は、マイナンバー制度における国の情報提供ネットワークシステムと接続するために利用する中間サーバーと、庁内の既存の業務システムとの間を連携させる機能を持つ、統合宛名システムを運用するための経費です。

次の行政サービスデジタル化等推進委託料は、行政サービスのデジタル化に関連する取組について予算計上しているものです。全庁共通で利用する電子申請、R P Aの運用経費などのほか、来年度新たに、急速なデジタル化による様々なシステム調達に対応するため、システム調達に関する相談への指導や助言、調達前のシステム概要の確認、見積り書の精査など、調達支援業務の一部を委託することとしており、債務負担行為も併せてお願いをしております。

61ページをお願いします。上から4つ目の社会保障・税番号制度システム整備費交付金です。マイナンバー制度における国の情報提供ネットワークシステムと接続するために利用する中間サーバーは、地方公共団体情報システム機構が一括して整備をしており、この交付金は、中間サーバーの運用保守に要する経費を、全ての地方公共団体が一定のルールで負担をするものです。

次の機器等維持管理費は、県庁ネットワークの機器や通信回線の使用料、職員が自席で使用するパソコンやウイルス対策ソフト、オフィスソフトやR P A作成ツールのライセンス借入料、サーバー室の借り上げ料などです。令和4年度は、ウイルス対策ソフトや資産管理ソフトの更新に伴う増額がある一方で、第三次庁内クラウド移行に伴うミドルウェアライセンス料等の減額もあり、全体としては280万円ほどの減となっております。

また、来年度以降も必要となるソフトウェア等の経費について債務負担行為をお願いしております。

次の事務費は、当課が入居しております電気ビル別館の賃借料、来年度から導入する電子契約サービスの利用料などです。電子契約については後ほど補足資料で説明をさせていただきます。

次に、3地域情報化推進費です。2つ目のW e b会議システム構築等委託料は、L G W A Nを利用するセキュリティーの高いウェブ会議システムを運用する経費で、債務負担行為を現年化するものです。

その下の、スマートフォン活用サポーター養成事業委託料については、後ほど補足資料で説明いたします。

次の、公的個人認証サービス運用負担金は、インターネットを通じて各種の行政手続を行う際に利用する、公的個人認証サービスのシステムを運用している地方公共団体情報システム機構に対して、都道府県が一定のルールに基づき負担するものです。

次の機器等維持管理費は、ウェブシステムのライセンスなどの費用です。

事務費は、市町村D X推進アドバイザー事業や、情報セキュリティークラウドの使用料に要する経費などでございます。市町村D X推進アドバイザー事業については後ほど補足資料で説明いたします。情報セキュリティークラウド使用料は、県と市町村等がインターネットの接続口を集約した上で、24時間体制で監視を行うなど、高度な情報セキュリティー

一対策を実施するために構築いたしました情報セキュリティアーククラウドの運用保守を委託するものです。

次に、4 情報基盤整備費です。1 つ目の総合行政ネットワーク運営費負担金は、全国の地方公共団体や国のネットワークと接続している総合行政ネットワーク、通称 L G W A N の運営管理に要する経費を都道府県が一定のルールに基づき負担するものです。

62ページをお願いします。共聴施設整備等事業費補助金は、テレビの共同受信施設の老朽化に伴う改修に対して補助するものです。令和4年度は、3市町4地区に対する補助を予定しております。

次の地域情報化推進交付金と、その次の高度無線環境整備推進事業交付金、情報通信基盤高度化推進交付金は、いずれも光ファイバーの整備、増速等の高度化を支援するものでございます。

情報ハイウェイ運用費については、民間事業者が提供する情報通信サービスを、第4次高知県情報ハイウェイとして使用するための経費です。

63ページをお願いします。本年度新たに債務負担行為をお願いするものでございます。システム調達支援やソフトウェアの使用料、情報通信基盤整備に係るものです。先ほどの説明と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、当課の新規の主要事業につきまして、議案補足説明資料を使って御説明いたします。議案補足説明資料の赤いインデックス、デジタル政策課の1ページをお願いします。

電子契約システムの導入について御説明いたします。来年度から導入する予定の電子契約とは、民間で広く普及しております電子メールを利用して本人確認を行う方法、いわゆる立会人型による電子契約でございます。中段の契約事務の流れを御覧ください。現行は紙の契約書を作成し、郵送などで相手方に送り、押印した上で返送いただき、県においても押印して保管するという作業が必要でございました。電子契約を導入することにより、契約作業をインターネット上で完結することができるようになり、物理的な紙の移動がなくなりますことから、最短で1時間で契約締結ができるようになり、手続の高速化が図られます。また、利用に当たって、相手方の費用負担も発生いたしません。そのほかにも、右下にメリットを記載しておりますが、業務の効率化、コストの削減などの効果も見込まれます。特にコスト面からは、紙でないことから印紙が不要になり相手方の削減効果は大きいものと考えられます。また、電子契約に用いるタイムスタンプにより、容易に改ざんできないことから、高いコンプライアンスの確保も可能となります。このように、費用対効果も十分見込まれることから、来年度から電子契約システムを全庁的に利用したいと考え、要求させていただいております。なお、紙の契約書による契約も、相手方の希望等を踏まえ引き続き可能といたします。

次に、2ページをお願いします。地域間・世代間におけるデジタルディバイド、情報格差を解消するため、新たにスマートフォン活用サポーターを養成する事業でございます。資料の左側を御覧ください。総務省において、誰1人取り残さず、デジタル化の恩恵を享受できる社会を実現するため、オンラインによる行政手続等に関して、デジタル機器に不慣れな高齢者等への支援として、今年度から5年間の計画で全国の携帯電話ショップなどで、無料のスマートフォン教室が開催されております。しかし、本県においては20町村で携帯電話ショップがなく、また、国の事業で実施されるスマートフォン教室も、高知市と南国市、土佐市の3市のみとなっております。さらに、携帯電話ショップのない地域においては、シルバー人材センターやNPOといった地域団体が自治体と連携し、国事業の地域連携型の採択を受けて、スマートフォン教室や相談会などを実施することが可能となっておりますが、こうした地域は地域団体、受皿となる団体が少ないことから、現状、活用できていない状況でございます。そのため、県といたしまして来年度から新たに、国の事業では手の届かない地域を対象に、デジタル機器に不慣れな高齢者等に対して、身近な場所で何でも気軽に相談ができ、スマートフォンの操作や活用方法を教えることのできる人材、愛称スマサポを養成していくことで、地域に根づいた活動につなげてまいりたいと考えております。

次に、3ページをお願いします。来年度から新たに取り組む市町村DX推進アドバイザー事業でございます。資料左側を御覧ください。昨年9月にデジタル庁が誕生し、デジタル社会実現への動きが本格化していく中で、地方自治体においても、デジタル田園都市国家構想のもとで、行政サービスのDXへの取組が求められております。現状の欄にございますように、県と市町村で構成するワーキンググループを毎月開催し、国や県の取組状況、先進事例の共有や共通の課題解決に共同で取り組んでおりますが、現状分析と課題の欄にございますとおり、首長や幹部職員のDX推進の共通理解と実践に向けた意識の醸成が、まだまだ不十分でございますことや、デジタル人材不足や財政負担などが大きな課題となっており、市町村間の格差是正、底上げが必要であると、このように考えております。そのため、資料右側にありますように、来年度から、デジタル政策課内のDX推進室が担うデジタル化に関するワンストップ相談窓口の機能強化を図り、外部のデジタル専門人材の活用による、現地訪問やオンラインでのアドバイスなど、きめ細やかな支援を行っていくことで、これまで以上に市町村に寄り添った自治体DXを推進してまいります。

以上が、デジタル政策課の令和4年度当初予算案の概要でございます。

次に、令和3年度補正予算について御説明いたします。資料④議案説明書（補正予算）の29ページをお願いします。デジタル政策課の補正額は、7,700万円余りの減額となっております。右側の説明欄で主な項目を御説明いたします。

1 電子県庁推進費の1つ目、県庁ネットワーク運用等委託料は、入札減により当初の見

込みを下回ったことによるものでございます。行政サービスデジタル化等推進委託料は、RPA事業の入札減などにより当初の見込みを下回ったことによるものでございます。次の機器等維持管理費は、回線使用料及び通信料が当初の想定を下回ったことによるものでございます。

2 地域情報化推進費は、次期セキュリティークラウド構築等事業費のプロポーザルによる競争の結果によるものでございます。

デジタル政策課の説明は以上でございます。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 説明資料の中のスマートフォン活用サポーター養成事業です。この中で国の講師養成研修を修了した方とは、それぞれ販売店の方が中心ということになってくるんですか。

◎津田デジタル政策課長 国の事業に関しましては、携帯電話の販売店の方を対象とした事業となっておりますが、本県のこの事業に関しましては、例えば県ですとか市町村の職員、あるいはOBの方、あるいは自治会の方などを想定しているところでございます。

◎黒岩委員 県としては、市町村の職員も含めてということではありますが、県下でどれぐらいの人数を、研修の担当者に考えているんですか。

◎津田デジタル政策課長 まずは10の市町村で最大100名程度の養成をしたいと考えております。

◎黒岩委員 1人が養成研修が終わるのに、どれぐらいの講習回数とか期間を考えていますか。

◎津田デジタル政策課長 複数の携帯電話事業者からの講習を受けようということ考えておまして、事業者によって前後はするかと思いますが、おおむね1か月程度であるかと考えております。

◎中根委員 関連なんですけれども、100名規模でお願いしたいということで、予算を見たら700万円弱ですよ。これは賃金的にはどんなふうになるんですか。

◎津田デジタル政策課長 こちらの予算に関しましては、スマートフォン活用サポーターになるための研修をしていただくために、具体的には携帯電話キャリア事業者のほうに事業をお願いする経費となっておりますので、スマートフォン活用サポーターの賃金は、こちらには含まれてございません。

◎中根委員 ということは、携帯電話などの関連会社の社員が中心になって、そういう講習をしてくださるようになっているのか。

◎津田デジタル政策課長 スマートフォン活用サポーター候補者に対する研修は、携帯電話事業者に担っていただくということで考えております。

◎中根委員 ショップのない町村で100名、各町村10人でそういう方を養成するというのは

簡単じゃない気がしますが、その見通しはいかがですか。

◎津田デジタル政策課長 現時点で一定程度の知見がある方がいらっしゃれば、そこから引き上げるといのは、教えるコツをつかんでいただくということが中心になるかと思えますけれども、もともと全くスマートフォンを触ったことがない方をここまで引き上げていくといのは、一定のハードルがあると考えております。一方で、こういった事業は全国的にも幾つか事例がございますことから、委託をする先の携帯電話事業者にも一定ノウハウが蓄積がされてきていると認識をしております、そういった専門家の知見もフルに活用して、事業を進めてまいりたいと考えております。

◎中根委員 電子契約システムの導入の件です。予算額も出ていますが、電子契約システムを導入することによって、こぼれてしまう業者がないかどうかちょっと心配なんですけれども、現状はどうなんでしょうか。

◎津田デジタル政策課長 電子契約システムを導入いたしましても、従来どおりの紙による契約も引き続き行っていく予定でございます。インターネットを使用していない、あるいは積極的に使用していない事業者に関しては、事業者側の御希望もございましたら、紙での契約書で引き続き県としても対応していく予定でございます。

◎中根委員 まだまだ紙媒体でないと、なかなか継続できない方たちが多くて、国の事業も結局、ネットに対応できないがために、手つかずというか、そういう方が結構いらっしゃるんですよね。そういう意味では、電子化も必要な部分は必要なんだけど、取りこぼしがないような形で、だんだんに移行していくとか、年齢が高い方たちにとっては大変なことです、そういう意味での配慮をしながら進めていく必要があるのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

◎西内（隆）副委員長 電子契約システムのことなんですけれども、たしか電子申請システムのほうは、市町村とのシステムの共同利用をしていたと思うんですけれども、この電子契約システムは、市町村とベースのところを共同利用するとかそんな考えはないんですか。

◎津田デジタル政策課長 市町村との共同利用に関しましては、この電子契約システムを提供している事業者は、現状、複数の団体の共同利用に対応していないと聞いております。そういったことも踏まえまして、県といたしましては、そういった事業者に複数団体での、市町村との共同利用は可能にすることはできないかと、相談というか質問している状況でございます、今後、仮にそういった対応がなされるのであれば、そういったことも検討をしていかないといけないかなと認識しております。

◎西内（隆）副委員長 それはぜひ、そういう検討を進めてもらったらと思うんですけれども。国のほうでも、標準化を進めていろんなシステムを統一的に使うという方向で行っています。それ以外にこぼれた、今の電子契約システムであるとか、様々なシステムを導

入するときに、少しでも行政コストを圧縮するために、広域で使えるようなものを念頭に置きながら、今後もデジタル化を進めていただければと思います。

◎津田デジタル政策課長 オンライン化、電子化の流れというのは県にとどまらず、県内の市町村、ほかの都道府県も含めて一緒になって進めていく方向性でございますので、共同利用ということで、コストパフォーマンスを可能な限り高めて取り組んでまいりたいと思います。

◎下村委員長 先ほどのスマサポの養成事業の関係ですけれど、以前から何回も指摘していますが、こういった事業をやるのであれば、スマートフォンの活用に伴う危険性の部分、便利さと裏腹のところこういう危険性が潜んでいるといった部分も含めた形でワンセットでやっていかないと、いいほうばかりを教えてしまって、何かのトラブルに巻き込まれてしまうとどうしようもないので。その部分は、何とか手を入れてあげていただきたいなと思うんですが、その辺りどうでしょうか。

◎津田デジタル政策課長 スマートフォン、あるいはデジタル技術の活用には当然情報セキュリティが裏腹の問題としてございますので、そういったところにしっかり意を払った上で、これを個人の方でも使用するというのを、しっかりお伝えをしていきたいと思えますし、また実際にウイルスに感染するということはもとより、変なメールが来て不安に思うですとか、そういった心理的のところも含めて安全に安心してスマートフォンあるいはデジタル技術を使っただけのように、取り組んでまいりたいと考えております。

◎下村委員長 分かりました。ぜひ、トラブルがないような形ができますように、支援をしてあげてください。よろしくお願いします。

質疑を終わります。

〈統計分析課〉

◎下村委員長 次に、統計分析課の説明を求めます。

◎松井統計分析課長 当課の令和4年度当初予算について御説明をいたします。資料②議案説明書64ページをお開きください。

まず、歳入予算について御説明いたします。資料左端の科目欄7分担金及び負担金の1総務費負担金でございます。この負担金2万5,000円は、当課が執務室を森林管理局2階に置いていることに伴い、当課が同管理局に負担をしております光熱水費などのうち、当課執務室内に籍を置いております任意団体、高知県統計協会の使用料相当分を、本年度と同様に負担金として受け入れるための経費として計上させていただいているものでございます。

次に、9国庫支出金の1総務費委託金でございます。国の統計業務受託に伴う委託金で総額は2億3,287万8,000円となっており、前年度と比べまして、2,248万4,000円の減となっております。減の要因は、5年に1度の経済センサス活動調査が終了したことなどによ

るものでございます。

次に、歳出予算について御説明いたします。65ページをお願いします。資料左端の科目欄3行目の12統計分析費をお願いいたします。予算総額は2億7,549万3,000円となっており、前年度と比べまして、3,387万7,000円の減となっております。減の要因は、歳入と同じでございますが、経済センサス活動調査の終了などによるものでございます。右の本年度の財源内訳欄を御覧ください。当課の業務は主に国の統計調査を法定受託事務として行っておりますことから、その財源の8割が国費となっているものでございます。

続きまして、当課の事業の全体概要を御説明いたします。66ページの右端、説明欄の3住宅・土地統計調査費から、68ページの11経済センサス費まで、9つの事業がございますが、この9つの事業は全て財源が国費となっております、国の統計調査ごとに予算を計上させていただいております。それぞれの事業ごとに必要となる統計調査員の報酬ですとか、職員の時間外勤務手当である一般職給与費、調査を実施する市町村に対する市町村交付金のほか、調査対象者への謝礼や旅費などの事務費を計上しております。各細目事業の説明につきましては、新たな調整や予算額が大きな調査を中心に説明をさせていただきます。65ページの右端の説明欄を御覧ください。

まず、1人件費は、当課職員に係るものでございます。

次の2統計整備普及費をお願いします。2つ目にある統計調査員確保対策事業委託料は、調査員を希望される方の登録や研修などを市町村に委託する経費でございます。次の職員研修負担金は、総務省の統計研究研修所や統計情報研究開発センターなどが開催する統計関係の研修に、当課職員が参加する際の負担金でございます。

下から2行目の施設利用負担金は、当課が四国森林管理局の一部を執務室として使用していることに伴う光熱水費などの負担分でございます。

一番下の国庫支出金精算返納金は、前年度の令和3年度に受け入れた国費の精算を行うための経費でございます。

続いて66ページをお願いします。事務費でございますが、総務省統計研究所などの統計関係研修の旅費、当課で発行しております高知県の姿や県政の主要指標などの5種類の統計刊行物の印刷費などに要する経費でございます。

続いて3住宅・土地統計調査費でございます。5年周期の調査で、国や県の住生活関連の基礎資料とするため、県内2万6,000戸余りを抽出して、住宅の種類、構造、空き家の状況などを調査するものであり、今回は、令和5年度に実施することとなっております。令和4年度は、その準備として、調査区域の設定を行うこととしております。

次に、4労働力調査費でございます。毎月、県内約400世帯に協力をいただきまして、月末1週間の就業、不就業の労働状況を調査しているものでございます。調査結果は、失業率の推計などに活用されますとともに、政府や日銀の景気判断における経済指標の一つと

なっているものでございます。

次に、5小売物価統計調査費でございます。毎月約430の事業所などを対象に、商品の小売価格、サービス料金、家賃を調査しているものでございます。調査結果は物価水準の変動を測定します消費者物価指数の基礎となっているものでございます。

一番下から67ページにかけてでございますが、6家計調査費でございます。毎月、高知市と宿毛市の117世帯を対象に家計簿をつけていただき、世帯の収入、支出や貯蓄などの動向を調査しているものでございます。調査結果は、家庭の消費支出の推計や県民経済計算の推計などに活用されております。

次に、7就業構造基本調査費でございます。これも5年周期の調査でございます。今回、令和4年に実施されるもので、調査期日は令和4年10月1日現在となっております。高知県では約9,800世帯の15歳以上の世帯員を対象に、就業及び不就業の状態について調査することとなっております。毎月の労働力調査に比べまして、調査に協力いただく世帯数も多く、都道府県など地域別に、より詳細な集計が行われるものとなっております。結果は労働政策などの基礎資料となるものでございます。

同じく、67ページ下から2行目の10毎月勤労統計調査費でございます。毎月、常用雇用者が5人以上の県内の約440の事業所を対象に、給与や労働時間、雇用の変動を調査しているものでございます。また、毎月の調査のほかに、8月には4人以下の小規模な約470の事業所を対象とした特別調査も実施することとしております。調査結果は、景気動向を判断するための指標の一つとなっておりますほか、雇用保険や労災保険などの給付額を改定する際の資料として利用されているものでございます。

続いて68ページに移りまして、最後に、12県民経済等分析事業費でございます。県や市町村の経済規模や産業構造などを推計する県民経済計算や市町村経済統計の作成のほか、景気動向を示す指標として、鉱工業生産指数を毎月作成し、公表しているものでございます。

当初予算につきましては、以上でございます。

続きまして、統計分析課の令和3年度補正予算について御説明いたします。資料④議案説明書（補正予算）の32ページをお願いします。補正額の欄を御覧いただきまして、1,918万円の増額補正をお願いしております。その内訳でございますが、資料の右端、説明欄の1統計整備普及費を御覧ください。

国庫支出金精算返納金につきましては、増額補正をお願いしておりますが、これは、前年度の令和2年度の国勢調査の市町村交付金におきまして、執行額が見込みを大きく下回り、多額の不用が発生した結果、本年度返還すべき国費の額が当初予算を超えることとなったためでございます。また、事務費の減額補正につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応として、会議や研修などが書面開催とかウェブ開催になったことなどにより、出

出張機会が減ったことから、旅費に係る予算の減額補正をお願いするものでございます。

次に、2 社会生活基本調査費、3 労働力調査費、4 経済センサス費につきましては新型コロナウイルス感染症への対応の結果として、出張機会が減少したこと、統計調査における調査区域設定が行われた結果、想定より少ない調査員で調査が実施できたこと、その他、国費の交付額が当初予算の見込みよりも少なかったことなどにより、減額補正をお願いするものでございます。

令和3年度補正予算につきましては以上でございます。

続きまして、第54号議案、高知県統計調査条例の一部を改正する条例議案につきまして、議案補足説明資料で御説明をさせていただきます。総務部の議案補足説明資料の中の赤色のインデックス、統計分析課を御覧ください。

まず、1 高知県統計調査条例でございます。統計調査は、実施主体により、大きく2種類、国勢調査や経済センサスなど国から法定受託で実施している統計調査と、推計人口調査や県民世論調査など、本県独自の統計調査に分かれますが、この条例、高知県統計調査条例は、本県独自の県統計調査について必要な事項を定めた条例であり、今回その一部の改正を行おうとするものでございます。

次に、今回の一部改正の背景でございますが、2 改正背景等に、(1)、(2)で整理しておりますとおり、2点ございます。改正背景1点目の(1) 県統計調査の調査実施前の公表方法の見直しを御覧ください。当課を含めまして、庁内各課が、県統計調査を実施する場合には、あらかじめ法定手続である総務大臣への届出を行いますとともに、本条例に基づきまして、大臣への届出項目と同じ内容を告示した上で、実際に調査を実施し、調査結果を取りまとめて公表する流れとなっております。こうした中、近年、その件数が大きく増加しております。県統計調査の実施前の告示に関しましては、発行日ごとの県公報に個別に登載されることになっております関係から、県民の皆様が、実際に県統計調査を知ろうとする場合に、検索や確認が難しくなっております。こうしたことから、現在、告示している項目について、ホームページに一覧形式で掲載する方法も可能とする改正を行おうとするものでございます。

続きまして、改正背景の2点目、(2) 統計法の一部改正を御覧ください。平成30年に統計法が大きく改正され、翌年の令和元年に施行されているところですが、この法改正に伴い、本条例に引用していた部分の文言修正が必要となっておりますことから、今回、合わせて改正を行わせていただこうとするものでございます。

次に、3 条例の改正内容でございます。(1)は、先ほどの改正背景の1点目に関する改正でございますが、県統計調査実施に当たって、事前の公表方法につきまして、調査結果の公表と同様の方法であるインターネット等による方法でも可能となるよう改正を行おうとするものでございます。

また、(2)は、改正背景の2点目に関する改正でございますが、県統計調査を実施するに当たって、事前公表している項目に関する規定の文言修正でございます。1点目の改正背景で、法手続である総務大臣への届出と同じ項目を、本条例に基づき告示していると説明させていただきましたが、本条例により事前に公表することとしている各項目の規定につきましては、統計法の総務大臣への届出項目の規定を引用しております。この統計法の届出項目のうち、統計調査の調査対象者に関する規定の文言整理が行われておりますことから、統計法の書きぶりに合わせるため、今回条例改正をお願いするものでございます。

最後に、施行日でございますが、令和4年4月1日から施行したいと考えております。

以上で統計分析課の説明を終わります。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎西内(隆)副委員長 私は従前から、統計というのは非常に重要なものであると。我々が政策をいろいろ考える場合において、医療で言えば、検査結果、カルテに基づいて処方するように、県庁の皆さんも、様々なデータをにらみながら、これから高知県をどういうふうにしてかなきゃいけないという議論をするんだろうと思います。今後、産業振興推進部のほうでやるということで、それはかまんですけれども、やっぱり、中でも外でもこのデータを使いやすいものにしていかないかと思うんです。私も10年も前から言ってますけれども、それは中でもそうですし、やっぱり外部向けにも積極的に活用していただけるような環境整備っていうのが必要なんだろうと思うんです。国は、率先してやってますけれども、ウェブAPIとかですね。大体、JSON形式とかで出したりするんですけど、外部からデータリクエストをしたら、ちゃんと特定のデータを渡してあげて、向こうが処理しやすいようにしてあげるとか、そういう形で、官民含めて発展的な使い方ができるような環境を整えてあげる、そういった中で、新しいアイデアというものも生まれてくるんじゃないかなと思います。また民間で言えば、ビジネスチャンスなんか生まれてくるんじゃないかなと思いますので、ぜひそういう、広範に利用いただけるようなデータ公開の在り方というものを、システム設計というものを、この際、考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。もしお考えがあれば。

◎松井統計分析課長 来年度から産業振興推進部に行くということもございまして、課の中は、統計調査をやる部分と、統計調査の結果を分析して公表する部分とあるんですけど、統計調査をやる部分につきましては、そこはルールどおりきっちりやらないかという部分でありますので、そこに主眼がいつてる部分がございます。今回、産業振興推進部に行った場合に、活用する側の視点なんかも寄せられることになるんじゃないかということも期待してまして、そういった視点が職員のスキルの向上につながるということも期待しており、そういったことも踏まえながら、県庁内はもちろんなんですけど、外部の皆さんにも、どういうふうに分かりやすくお伝えできるか、分かりやすい公表になるように、

システム面、ホームページへの掲載なんかもそうなんですけど、よりよくなるようにというのは今後も考えていきたいと思っております。

◎西内（隆）副委員長 ぜひ、取り組んでいただければと思います。皆さんがデータにアクセスしやすい環境をつくっていただいて、どういう組合せをするのかというのはユーザー側に自由度を持って利用できる環境を提供していただいて、そういうことを積み重ねていくことが県の標榜するそのデジタル化の一翼を担うものになると思いますので、ぜひお願いします。

◎下村委員長 質疑を終わります。

〈管財課〉

◎下村委員長 次に、管財課の説明を求めます。

◎横田管財課長 最初に、令和4年度一般会計当初予算案の概要について御説明をいたします。資料②議案説明書69ページをお願いします。

まず、歳入の主なものについて御説明をいたします。中ほどの8使用料及び手数料の1総務使用料の右側にあります(1)庁舎等使用料は、管財課が管理しております本庁舎、西庁舎、北庁舎における目的外使用許可に係る使用料収入でございます。次に下の10財産収入の1財産貸付収入の右側(2)職員宿舎等貸付料は、知事部局、教育委員会などの職員宿舎の貸付料でございます。そのすぐ下、(9)普通財産貸付料は、管財課で所管しております普通財産の貸付料収入でございます。

次に2利子及び配当金(7)の基金の利子収入のほか、(24)の管財課で所管しております、四国電力及びみずほフィナンシャルグループの株式の配当金収入でございます。

次の70ページをお願いします。上から3行目、5総務部収入の(13)管財課収入でございますが、主なものは、職員駐車場の利用料収入等でございます。下から2行目の1総務債の(3)庁舎整備等事業債ですが、庁舎の営繕工事及び電気自動車の購入に係る一般事業債でございます。

次に歳出について御説明をいたします。71ページをお願いします。管財課の令和4年度の当初予算額は、後ろの73ページの計の欄に記載しておりますが、総額で9億4,283万7,000円となっております。前年度の当初予算と比較をいたしますと、4,900万円余り、率にして5.6%の増額となっております。この増額の主な要因は、電気自動車購入によるものでございます。それでは71ページにお戻りください。歳出の主な内訳につきまして、右側の説明欄に沿って説明をさせていただきます。

1人件費は、管財課職員11人分の給与費でございます。

次の2管財総務費の事務費は、会計年度任用職員8名分の報酬のほか、管財課で集中管理しております公用車33台の維持管理費や、電気自動車購入に要する経費でございます。

次の72ページをお願いします。3財産管理費は、県有財産の管理や処分等を行うための

経費でございます。最初の船舶等損害保険料は、漁業取締り船や浮き魚礁など、県有船舶等32件について、事故や災害といった不測の事態に備えるための保険料でございます。県有施設災害共済基金等分担金は、県営住宅や職員住宅、県庁舎など県有施設の火災等に備えるための保険料でございます。財産管理システム再構築等委託料は、昨年度、再構築いたしました財産管理システムの保守管理に係る委託料でございます。令和6年度までの債務負担行為の議決をいただいているものでございます。2つ飛ばしまして、ページ中ほどの、県有資産等所在市町村交付金は、国有資産等所在市町村交付金法に基づきまして、県営住宅や職員住宅など、県以外の者が使用する県有財産が所在している市町村に対しまして、固定資産税に代わるものとして、固定資産税の標準税率と同じく、台帳価格の100分の1.4に相当する金額を交付するものでございます。

次の4庁舎管理費は本庁舎、西庁舎及び北庁舎等の維持管理に要する経費でございます。最初の清掃等委託料は、本庁舎等の清掃業務のほか、一般廃棄物、不燃物等の処理業務や、害虫等駆除業務、庭木の剪定等に係る経費でございます。次の警備等委託料は、本庁舎等の警備業務、駐車場整理業務などの委託に係る経費でございます。次の設備保守等委託料は、庁舎の空調機をはじめとする機械設備の保守業務のほか、電気工作物、自家発電設備などの保守管理業務や、建築基準法で定める建築物及び建築設備に係る保守点検業務の委託に係る経費でございます。次の電話料金請求集計システム保守等委託料は、所属ごとの電話料金を集計するシステムの保守管理に係る経費でございます。次の設計等委託料につきましては、次のページにございます庁舎営繕工事請負費と関連をいたしますので、後ほど合わせて説明をさせていただきます。次のIP電話移行業務委託料は、現在使用しております電話回線について、災害時優先電話など一部を除き、IP電話に移行するための経費で、昨年2月議会において債務負担行為の議決を頂いております2,857万3,000円を、令和4年度の当初予算として計上するものでございます。

次に73ページをお願いします。庁舎営繕工事請負費でございますが、来年度、7つの営繕工事等を予定しております。1つ目は、電気自動車用の充電設備の設置工事でございます。先ほど管財総務費のところでも申し上げましたが、令和4年度に12台の集中管理公用車を電気自動車に更新することから、その充電設備を整備するものでございます。

2つ目は、本庁舎等の電話交換設備の改修工事でございます。昨年の7月になりますが、落雷によりまして、電話交換機の誤作動が発生いたしまして、短時間ではございますが、一部の電話が不通となりました。こうした事態を防ぐため、電話交換設備の避雷対策を行うものでございます。

3つ目は、議会棟エレベーターの改修工事でございます。これは耐用年数を超過しておりますので、設備を更新するものでございます。この工事は、設計後、年内をめどにエレベーターの生産発注を行いますけれども、現場での工事に2か月程度を見込んでいますこと

から、議会の会期中を避けるため、債務負担行為によりまして、令和5年の6月定例会閉会後に工事に着手する予定でございます。

4つ目は、議長応接室の空調設備を増設する工事でございます。これによりまして、議長応接室の執務環境の改善を図りたいと考えております。

5つ目は、本庁舎の非常用発電機の改修工事でございます。本庁舎には、停電の際に、電気を供給する非常用発電機を3基設置しておりますが、そのうち2基については、設置から20年以上経過していることから、更新を行うものでございます。この更新工事につきましては、来年夏頃の完成を見込んでいることから、債務負担行為により実施したいと考えてございます。

6つ目は、北庁舎の照明設備の改修工事でございます。設置から29年が経過し、昨年、屋外の照明設備で不具合による停電が発生をいたしました。これが執務室内で同様の事象が発生いたしますと、業務に支障を来いたしますので、設備を更新するものでございます。

7つ目が、太陽光発電設備の設計業務委託料でございます。カーボンニュートラルの実現に向けまして、県の率先垂範を示すため、本庁舎敷地内に太陽光発電設備を設置することについての検討を行うものでございます。このほかにも、庁舎営繕工事請負費には、機構改革に伴います執務室の改修や庁舎設備の維持修繕のための工事費等も計上してございます。

次に4行目の管理費につきましては、本庁舎等の光熱水費のほか、日常的な庁舎の修繕費用などを計上してございます。

次にその下の1県有建築物南海トラフ地震対策基金積立金でございますけれども、県有建築物の耐震化を進めるための基金であります。これはその運用益を積み立てるものでございます。

次の74ページをお願いします。債務負担行為でございます。これは先ほど説明いたしました、議会棟エレベーターの改修工事、本庁舎の非常用発電機の改修工事に係る経費でございます。設計及び施工に日数を要することから、8,161万2,000円の債務負担行為をお願いするものでございます。

当初予算は以上でございます。

次に、令和3年度の補正予算について御説明をいたします。資料④議案説明書の34ページにお移りいただきたいと存じます。

まず、歳入予算でございますけれども、15県債の3庁舎整備事業債につきましては、今年度北庁舎で行いました放送設備と受変電設備の改修工事、あと、エレベーター改修工事におきまして、入札残が出たため減額をするものでございます。

次の35ページをお願いします。歳出予算でございますが、右側の説明欄の1管財総務費は、公用車購入の入札残や旅費の執行残による減額でございます。次の2庁舎管理費で、

清掃等委託料、警備等委託料及び設備保守等委託料は、いずれも入札残による減額でございます。次の会議室予約システム保守等委託料は、令和3年から、会議室等の予約受付管理について、デジタル政策課が導入いたしました新たなシステムに移行いたしましたので、従来のシステムを廃止したことにより減額をするものでございます。次の設計等委託料、庁舎営繕工事請負費、この2つにつきましても、入札残に伴う減額でございます。

36ページをお願いします。繰越明許費の追加でございます。庁舎管理費の1,262万3,000円は、IP電話移行に係る業務委託料でございます。これは現行契約についての調整や、入札要件の設定に向けた利用実績の集計分析等に時間を要したことから、繰越しをお願いするものでございます。なお今月中に改修工事の契約をいたしまして、まずは本庁舎を夏頃までに、その後、切替えの準備のできた庁舎から順次IP電話に移行していきたいと考えております。

以上で、令和4年度当初予算及び令和3年度補正予算の説明を終わります。

◎**下村委員長** 質疑を行います。

◎**坂本委員** 電気自動車の購入とか、あるいは、充電設備の改修ということなんですけれども。太陽光発電との関係なんですけれども、結局、電気自動車を購入してその充電設備はどこの電力を使うかということになれば、できるだけ再生可能エネルギーを使ったほうが、大義名分が立つわけで、そういう意味ではこの太陽光発電の設備新設をした際の使い道というのは、電気自動車の充電設備に使われるという理解でよろしいのでしょうか。

◎**横田管財課長** 太陽光発電については、今後基本設計、実施設計をやってまいりますので、その中で発電量等を見込んで、計画をしていきたいと考えております。電気自動車の充電設備に使えるか使えないかというのは、その中で検討させていただきたいと考えています。

◎**坂本委員** せっかくCO₂削減と言いながら、一方でそれに使っている電力は、再生可能エネルギーでなければあまり意味がないわけで、そういう意味では、ぜひ太陽光発電を使って、この充電設備をやっていくことをお願いしておきたいのと、もう一つは、いざというときに、県庁の公用車としての電気自動車が、いわゆる災害時の給電設備にもなっていくということを想定した使われ方をしていくのかということも含めてお考えになっているのでしょうか。

◎**横田管財課長** 公用車を33台管理してございますけれども、今100%以上の稼働率になっていますので、メインは、当然ながら自動車として使うことになりましたけれども、いざ災害となれば、新聞等、ニュースを見ても、給電設備として使えるということで宣伝されておりますので、そういった使い方も考えられるかなと思っております。

◎**坂本委員** ぜひそういう使い方をしていくことを前提にやってもらいたいと思いますので、その辺は要請しておきたいと思います。

◎上田（貢）委員 私も電気自動車について。走行距離25万キロを超えたハイブリッド車12台を電気自動車に更新するということですが、私も、CO₂削減ということで、電気自動車に替えたわけですが、この4月にもまた三菱と日産から新しく出るんですが、これ公用車ということですから、軽じゃないですね。そうすると、国産で電気自動車と言うたらもう日産のリーフか何かしかない。競争入札ですけれども、その辺になるということですね。

◎横田管財課長 予算の見積りは、日産しかありませんでしたので、それで見積りを取ってございますけれども、まずは予算を可決していただきましたら、早々に入札をかけるような形になります。その中で、仕様書なりで、どこまで入れるかということになってくると思いますので、幅広く、応札をしてくださるところを待ちたいと思っております。特に決めつけたということではございません。

◎上田（貢）委員 22台分の充電設備を整備するとありますけれども、私は本会議でも申しましたけれど、牧野先生の朝ドラが決定して、来春から、これまでにない高知ブームが、訪れることはもう必至だと私は思っています。そうすると、全国からいろいろ視察に来られる方もいらっしゃると思う。私も先日、大阪に行ってきたんですが、そのの庁舎にステーションがなくて、2時間ぐらいそこに滞在する予定だったので、やっぱりそういう来庁者用のステーションというの、今後必要になってくるんじゃないかなと思うんですが、その辺についていかがでしょう。

◎横田管財課長 このたび整備する予定のものは公用車で、充電設備のスペックが、6キロワットという、フル充電するのに8時間ぐらいかかるものなので、お客様に使っていただくということには使えないと思いますが、林業振興・環境部が、脱炭素社会推進アクションプランで、率先してやると書いてますので、その中で観光施設とか、いろいろなことを検討されていると思います。庁舎でできることは管財課のほうでも協力していきたいなと考えています。

◎上田（貢）委員 今、コロナで充電設備も、給電システムを搭載した車で乗り入れたら、非接触で充電できるものもあって、ローソンは全部それに全部切り替えていくということですので、そうすると利便性が飛躍的に向上するということなんで、将来的には、そういうことも検討していったらいいかなと思います。

◎横田管財課長 今回は、本庁の33台だけですが、県庁内には、ほかにもおおよそ90数台、公用車はありますし、出先も入れると全庁で900台ぐらいございます。その中で林業振興・環境部のほうになりますけれども、いろんな導入方針とか考えていますので、その中で、電気自動車と充電設備っていうのはもう表裏一体ですから、どういったものを入れるかっていうのを考えられていくと思います。その中では、管財課は先に導入する分、知見があると思いますので、いろいろ協力していきたいなと考えています。

◎西内（隆）副委員長 私はEVの運用面のことで確認をさせていただきたいんですけども。たしか今公用車はそれぞれ希望に応じていろんな課が、レンタルなんかしてますよね。今のリーフということになるのか、航続距離はどんなものですか。

◎横田管財課長 2つのタイプを入れておりまして、比較的長い距離を走るのが約370キロ。比較的距離の短いほうが260キロです。

◎西内（隆）副委員長 1回の業務で、それだけ走って帰ってくることはないのだろうかと想定したいんですけども、電池の劣化というのもあって、リン酸鉄リチウムとかだったら、条件にもよりますが1年間で、5%ぐらい充電容量が劣化するのかな。多分三元系だと思うんですけども、それは1年で2割ぐらい性能が劣化してしまうのかな。そうするとその航続距離が年々物すごい勢いで減っていくと。そうなってくると、EVが三、四年か、5年たったときに、近郊に行って帰ってきてまた充電をしないとイケない。時間単位で貸出しをしてるのかどうか、私には分からないんですけども、次に乗る人が充電をしないと出れない、実際業務に差し支えることも出てくるんじゃないかなと心配するんですけど、どうですか。

◎横田管財課長 バッテリーの性能のことでございますけれども、日産の話になりますけれども、8年、あるいは16万キロの保証があるということなので、それに期待するということはございます。あと、おっしゃったとおり、現状のハイブリッドの車でも、午前中、どこかの課が借りて、午後からまた別の課が出るということがありますので、その場合、午前中にちょっと距離を乗っていた場合に、充電量が少ないということもあり得ますので、そこについては、今回は33台のうち12台ですので、ハイブリッド車とうまく運用面で工夫しながら、貸し出すときにどこに行くかこちらで確認していますので、そういったことをうまく組み合わせて、支障がないようにやっていくということになると思います。

◎西内（隆）副委員長 政策的に国費もついて、買うということなんで、あれなんですけど、ぜひその辺りに気をつけながら、業務に支障のないようにしていただきたいというのと、それから坂本委員からは災害時には電源として使えるという話がありました。私、逆に思うのは割かしすぐに電池が切れてしまうんじゃないかと思っていて、例えば地震が起きて寸断されたら、県庁内では非常発電設備があると、多分、でもそれは本庁の必要なシステムに使うために基本的には稼働するものであって、EVに供給することは念頭に置いてないだろうと思うんですけども。公用車が乗れるものと乗れないものが出てくるという話につながっていくんじゃないかと思うんですけど、その辺は想定ありますか。

◎徳重総務部長 これは以前にも副委員長からも御指摘いただいたかなと思うんですけども、仮に県庁にある公用車を全て電気自動車に替えてしまうと、やっぱりそういった災害のときに、いざ1台も走らないということになってしまったら、危機管理の際にリスクを分散化していくためにも、全てを電気自動車に替えていくのではなく、一定程度ガソリ

ン車も残しておいて、そういった災害のときにもすぐ使える車というのを一定程度残しておく必要があるのかなど。全て電気に替えていくと、当然CO₂の削減効果等の関係ではないんですけども、一定そういったリスクも勘案しながら、どれだけ電気自動車に置き換えていくかというのは、県庁内で考えていきたいと思っております。

◎西内（隆）副委員長 多分運用面でカバーするしかないと思うんで、例えば災害時にはもうEVは当て込まないとか一定考えていくべきなんだと思う。私はそこにおいては、プラグインハイブリッドのほうがお勧めなんですけど、今後そういういろんなことも考えながら、運用でしっかりカバーしていただきたいと思います。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、総務部の議案を終わります。

〈報告事項〉

◎下村委員長 それでは続いて総務部から3件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにいたします。

《法務文書課》

◎下村委員長 まず、公文書の紛失誤廃棄に係る報告について、法務文書課の説明を求めます。

◎次田総務部法務監兼法務文書課長 御報告の前に、午前中の質疑につきまして、2件について補足の説明をさせていただきたいと思っております。

まず1点目なんですけれども、人事課での審議の際に坂本委員から御質問がありました、行政手続における押印の見直しの状況でございます。これにつきましては、現在、窓口での件数ベースではなくて手続ベースで、全体7,480件のうちの7,338件が既に押印廃止済みということで、率で申しますと98.1%という状況でございます。

引き続き2点目、当課の審議の際に、三石委員から御質問のありました職員等研修の負担金のお話でございます。これにつきましては実は予算上は、職員等の研修の負担金は、3つ出てきまして、法制管理費と文書情報管理費と、公文書の3か所出てきます。うち、法制管理費と文書情報管理費7万1,000円と7万6,000円ですけれども、これにつきましては、説明しましたように、県が研修を委託します日本経営協会の負担金として、4人分の経費を計上しています。実際に、この負担金につきましては説明しましたように、県が研修をお願いしているということで、まず優先的には負担金の要らない研修に参加するようにしています。実績は、今年度は負担金が必要研修は1名、負担金なしが3名研修に行ってます。2年度につきましては、負担金ありがゼロ、負担金なしが5名ということで研修を実施しております。ただ、一方、公文書館に計上しています9万4,000円の職員研修等負担金につきましては、実際の職員のスキルアップの研修費用ではなくて、全国協議会等の負担金ということで、スキルアップのための研修費用としては、一切その中に含まれておりま

せん。職員のスキルアップの研修につきましては、国立公文書館がアーカイブ研修ということで、3段階に分けて研修を実施しておりまして、それは負担金が必要ありません。その参加状況としましては、令和2年度が延べで公文書館の職員23名、令和3年度が延べで29名、令和4年度は延べで24人が負担金の要らない国立公文書館の研修に参加する予定となっております。以上が補足説明でございます。

それでは、本題の説明をしたいと思っております。総務委員会資料、報告事項にあります赤いインデックス、法務文書課の1ページをお願いします。

今回の報告の趣旨は、1事案概要にありますように、昨年11月の産業振興土木委員会におきまして、公文書管理における手続の誤りによる公文書の誤廃棄について、土木部が報告したことを踏まえまして、法務文書課が全庁的に調査した結果を報告させていただくものです。土木部が報告しました事案を参考に記載しておりますけれども、公文書管理条例の施行前に保存期間が終了していた公文書を、本来受けるべき公文書管理委員会への諮問、答申という手続を経ずに、今年度誤って廃棄したというものでございます。これを踏まえまして、同様の事案が発生していないかどうか当課のほうで調査を行いました。その調査結果に基づき、令和2年度以降、公文書の紛失誤廃棄等をした所属名及び冊数、公文書のファイル数を取りまとめたものが、資料の一覧でございます。昨年度は10所属で16冊、今年度は現時点で17所属で21冊に加え、冊数不明がありまして、合計で25所属、231冊に加え、冊数不明が2所属ございました。これらの中には、昨年11月に土木部が報告し、公表しましたものや、紛失した公文書に個人情報が含まれていたため、個別に報告、公表したのも含まれております。誤廃棄した冊数が不明の幡多児童相談所、幡多土木事務所につきましては、直接、公文書を処分場に持ち込んで焼却処分していることから、個人情報の漏えいはないとの報告を受けております。土木部と同様の理由で誤廃棄したものが大半ではありますけれども、保存期間が満了していなかったにもかかわらず、短い保存期間と勘違いして廃棄した事案や、公文書管理委員会で歴史公文書等該当との答申を受けたにもかかわらず、他の廃棄公文書とともに廃棄した事案等も判明いたしました。

2の再発防止策ですけれども、こうした事案は、いずれも公文書管理に対する職員の理解不足により生じたものと考えておりますので、1つ目として、公文書管理制度の周知と再発防止を徹底するため、当課から全庁通知を発出いたします。

2つ目といたしまして、通知発出後の政策調整会議で再発防止を徹底し、各部局においては、課長会等で公文書管理の重要性を再認識した上で、所属職員への周知を図ることとしております。

3つ目は、公文書管理の基本事項や歴史公文書等の選別について、職員が時間や場所にとらわれず繰り返し受講できるようオンライン研修を実施し、周知徹底を図ることとしております。この研修につきましては、2月24日に全庁に通知済みで、職員が受講できるよ

うになっております。

以上で法務文書課の報告を終わります。

◎徳重総務部長 このたびの事案によりまして、県の公文書管理に対する信頼を損なうことになったことにつきまして、議会、県民の皆様に対して深くおわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

今回の事案を踏まえまして、先ほど課長が再発防止策について御説明させていただきましたが、公文書管理に係る全庁通知の発出と、研修等の実施によりまして、適切な公文書管理に努めてまいります。以上でございます。

◎下村委員長 質疑を行います

◎三石委員 もうなくなってしまったことは仕方ないことやけど、再発防止策、今後の対応というところで3項目書いてるけど、これはもうかつちり徹底して、本当に今後こういうことがないようにせにゃいかんですよ。せっかく公文書館もできて、公文書については、かちっと残していくということでやっとするわけやから、これ徹底しないといかんですね。

もう今から10年ちょい前になるかな、皆山集が紛失したんですよ。土佐二十四万石博かな。大事な大事な皆山集の原本をなくしてしまって大変なこと。どこにあるのか、探せ探せということで1年2年ぐらい探してましたけど、出てきてないでしょう。焼却したのかどうなんか分からんけれどもね。もうちょっと意識を持ってやらないかんね。

◎徳重総務部長 令和2年度から制度が改正されまして、公文書管理についてはルールがより厳格になって、これをしっかりと守っていくとなっていたところ、今回このような事案が発生をしてしまったということで、全庁的に襟を正して、公文書は1回そのように廃棄なり紛失してしまうと、もうほとんど元には戻すことができないという強い認識の下でしっかりと管理をして、ルールに沿った処理の手続をやっていきたいと考えております。

◎三石委員 もう今後絶対こういうことがないように徹底をしてください。

◎西内（隆）副委員長 施行後以降に発生した新たな公文書は、一度公文書館のほうで保存書類のクラス分けみたいなのをしてもらうんですか。それぞれの課で行うんですか。

◎次田総務部法務監兼法務文書課長 条例施行後につきましては、起案する際に保存年限の設定やファイル名を設定します。ファイル名というのは、個別の公文書に着目したものではなく、1つの事業の一連の文書として全体を保存するという考え方なので、例えば1つのファイルの中にいろんな起案した文書が入っているというイメージでいいと思うんですけども、それを一定期間保存年限で保存します。その保存年限が5年とか10年来た段階で、さらにそれを延長するのか、それとも廃棄するのかという判断をします。その際に廃棄するとなってしまうと、それは委員会にかけて、本当に廃棄していいのか、それとも歴史公文書として公文書館に移管をするのかと。それで移管となった際に、仮に残して保存をするという選択肢もできます。いずれにしても、作成した段階で一定保存年限とか、フ

ファイルに具体的に入力した上で、そのデータ自体も、全て基本的にはホームページで県民の方が見える状態にしていますので、条例施行後の公文書につきましては、県がどういう公文書をつくり、その公文書が何年保存されるのかという情報は全てオープンになっております。

◎西内（隆）副委員長 今の説明ですと、つまり施行後についてはなかなか起こり得ない印象ということなのかな。過渡期ゆえに今回のような廃棄があったという理解でいいですか。

◎次田総務部法務監兼法務文書課長 基本的には条例施行前の公文書の取扱いです。ただ、これにつきましては、当然過去に保存したものが10年とかというものが、1年ごとにずれてきますので、これから先、毎年のように一定量かなりの数を廃棄するのか、公文書館に引き継ぐのかという作業が、ずっと続いていくという状況でございます。

◎西内（隆）副委員長 それは気をつけてやっていただいて、私もどういう現場で作業やるかというのはイメージがつき切れてない分があるんですけど。その人的判断みたいなのが、介入せずともある程度機械的にデジタルとかを使うことによって少しでも負担が軽減できる余地があるんだったら、そういうのもぜひ検討してもらったらと思うんですけども。そういう余地があるのかちょっと分かりませんが。

◎次田総務部法務監兼法務文書課長 基本的には、公文書ファイル簿という件名名簿がございます。それを公文書館の職員が手分けしてチェックします。その段階で明らかに、いわゆる諮問云々必要のないようなものというのがございます。そういうものも一応委員会にかけらるんですけども、いわゆる判断がほぼ間違いないというリストをまたまとめます。一方、捨てるかどうかというところで判断していないものにつきましては、委員の中の御2人の方に、前日から公文書館に来ていただいて、具体的にそれぞれの公文書を個別に開いて見ていただいて、その委員の判断に基づいて、委員会にかけるといって、そういう極めて厳格な処理をしています。ただ、大半は、件名を見れば一義的に公文書館の職員で判断できるので、そういうものは一覧表の中で、こういうものについては、もう基本的に廃棄してよろしいですかという書き方で審査会にかけようとしております。

◎依光委員 破棄するに当たって、公文書管理委員会へかけて、判断を最終するわけですよ。そうしたときに、令和3年11月にこういうことが報告されて、それに対してこの委員会で一応審議していますよね。そのときに、今後の注意事項だとかチェックをするべきじゃないとか、そういうような意見はなかったんですか。今後について、どう対策するかとか。

◎次田総務部法務監兼法務文書課長 対応策等につきましては、その時点で執行部、公文書館側から一定方策を示した上で、事実行為を述べておりますので、特にその場で、委員のほうから、さらにこんなことをどんなことっていうようなところの意見はあったように

は聞いておりません。

◎坂本委員 先ほどから、公文書管理の在り方について、厳しい意見があったと思います。この間と言えば、県立大学の図書の焼却の問題を含めて、やっぱり、一方で県有財産ですので、そういう意味では県有財産としてどうきちんと管理、保管するかということをもっとこれを機会に、抜本的に議論をして、見直すことも必要ではないかというふうに思います。その辺どうでしょうか、部長。

◎徳重総務部長 今、坂本委員から抜本的に見直せというようなお話だったかと思うんですけども、今回、令和2年度にこの新しい公文書管理の条例が施行されて、廃棄するに当たって歴史的な文書に当たるかどうかをチェックをすると。今までは、各課が保存期間が満了したらそれを廃棄するか延長するかという判断をして、捨てていくということに対して、ある程度第三者的な目線で、これは歴史的な公文書に当たってくるだろうから保存していきましようとか、そういった第三者の目が改めてこの公文書管理というものに入ることになってきたと。これがこれまでと大きく制度的に変わってきたところでございます。それをうまく、しっかりと運用を適切にやっていくということが一番重要なわけでございます。それがこのようにいろんな課にまたがって適切な運営ができていなかったということが、まず今回の問題の一番反省して適正に直していくべきところでございますので、そこは今回改善策でお示したように、各所属に対して、適切に制度改正の趣旨を受け止めて、手順も改めて確認をして、一人一人が公文書に対する自覚というか重みを理解してもらって今後は扱いをやっていく、そこがまずは大事なことかなと思っております。

◎下村委員長 質疑を終わります。

《デジタル政策課》

◎下村委員長 次に、令和4年度高知県デジタル化推進計画のバージョンアップについて、デジタル政策課の説明を求めます。

◎津田デジタル政策課長 令和4年度デジタル化推進計画のバージョンアップについて御報告させていただきます。お手元の総務委員会資料、報告事項とある資料の赤いインデックス、デジタル政策課の1ページ目を御覧ください。

行政・生活・産業面において、デジタル技術を活用して、県民生活の向上を図るため、5つのポイントでバージョンアップする予定でございます。

1つ目は、市町村の取組支援の強化と、さらなるオンライン化の推進でございます。デジタルの恩恵を県民の皆さんに感じていただくためには、基礎的自治体である市町村の取組が重要となります。また、市町村は、令和7年度までに、国が定める20業務におけるシステムの標準化共通化への対応が求められております。このため、市町村のデジタル化の取組を推進するための支援を強化してまいります。また、行政サービスにおける県民の皆さんの利便性を向上させていくため、電子申請システムの利用拡大、電子契約システムの

導入、マイナンバーカードの利用シーンの創出などに取り組んでまいります。オーテピアの図書の出し手続等において、マイナンバーカードにより、利用できるようにしてまいりたいと考えております。

2つ目は、高知県の実情に合わせたデジタルディバイド対策の強化でございます。デジタルの恩恵を誰もが享受できる社会を実現していくためには、高齢者を初めとしたデジタル機器に不慣れな方への支援が必要となります。本県の多くを占める中山間地域においても取組が進められるよう、国の事業に加え、高知県の状況に応じたデジタルディバイド対策に取り組んでまいります。

3つ目は、中山間地域の課題解決に向けたデジタル技術の活用でございます。本年度、10年ぶりに実施した集落实態調査では、地域の担い手不足や集落機能の低下といった、中山間地域が抱える課題が見えてきました。これらの課題解決にデジタル技術を活用して、よりよい生活環境を整えるため、実証実験などを実施してまいります。また、地理的なハンディを克服するため、遠隔診療、遠隔教育にも取り組んでまいります。

4つ目は、蓄積されたデータを活用した一次産業等における取組の推進でございます。これまでの取組を土台として、AIやIoTなどの最先端のデジタル技術と、地場産業との融合を一層進め、これまで蓄積してきた様々なデータを活用して、農業・林業・水産業の一次産業分野における実践的取組に発展させ、産業の構造的な転換を進めてまいります。

最後に、5つ目は、社会資本の適正管理や災害情報把握に向けたデジタル技術の活用でございます。デジタル技術が、様々な分野で変革をもたらしており、これらの技術を導入し、社会資本の管理の省力化や、災害情報の収集の迅速化を図ってまいります。それぞれのポイントに基づく取組の詳細については、2ページ目以降に記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 これは、それぞれの担当課でまた議案として出てるものもあるので、それはそこでやればいいわけでしょ。きょうでなくて。

◎中根委員 それは承知しましたが、マイナンバーカードの利用のシーンを広げるというのが物すごく出てきています。

◎坂本委員 それは教育委員会でやったほうがいい。

◎中根委員 そうですね、教育委員会かなと思ってきょうは言わなかったけど、ここに出ていると思って。いや、本当にそんなことまでやる必要があるのかなと。

◎下村委員長 システム的なお話があれば。

◎中根委員 マイナンバーが流出すると罰則規定もあるような、それから個人情報の問題もある中で、図書カードとかそういうところまでも結びつけていくのかなあというのは、

大変心配な思いがいたします。また議論をしていくべきものだと思いますけれど。

◎徳重総務部長 予算自体はおっしゃるように教育委員会から出ておりますので同じ総務委員会ということで、御質問いただいて、教育委員会からしっかりと御答弁させていただきたいと思いますが、やはり根本的な考え方としては、このマイナンバーカードはやはり利用シーンが少ないということが、国民、県民の皆様から言われていて、もう少し改善してほしいというポイントでございますので、我々としてはどういうところで利用場面を増やしていけるかということを考えて上で、今回このような事業を提案させていただいているところでございますので、しっかりと御審議いただければと思います。

◎下村委員長 質疑を終わります。

《管財課》

◎下村委員長 次に、高知県公共施設等総合管理計画の改定について、管財課の説明を求めます。

◎横田管財課長 公共施設等総合管理計画の改定について御報告をさせていただきます。報告事項資料の管財課のインデックスがつきました高知県公共施設等総合管理計画の改定についてという資料を御覧ください。なお、計画の本編もお手元にお配りしております。資料に従ってこの計画の趣旨等について御説明をさせていただきます。

本県におきましては、依存財源に頼らざるを得ない財政構造が続く中で、今後人口減少等により、公共施設等の利用需要が変化、多様化していくことが予想されます。これを踏まえまして、公共施設等の現況を把握の上、長期的な視点で計画的に管理を行うことにより、今後の財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置や有効活用を実現していくことが必要でございます。このため、資料の1行目にございますとおり、公共施設等を将来にわたって、総合的かつ計画的に管理する取組の基本的な方向性を示したものが、この計画となります。計画期間は平成29年度から令和8年度までの10年間となっております。

今回の改定の理由といたしましては、国の定める計画策定指針が改定されまして、記載事項の追加が必要となったことによります。改定内容といたしましては、公共施設等の維持管理に要する経費の見込みをより詳細に把握、分析するため、既に記載しておりました、単純更新した場合の見込みに加えまして、長寿命化した場合の見込みとその効果額を試算し、その結果等を記載するものでございます。

それでは、主要な改定項目であります試算の内容について説明をさせていただきます。真ん中の結果表を御覧ください。

学校、警察及びそれ以外の施設の区分ごとに試算をしており、それぞれの結果の平均を取りまとめた結果、単純更新した場合は、年間平均163億円を要しますが、長寿命化した場合は、年間約127億円となり、施設を長寿命化することにより、年間約36億円、約22%の経

費削減が見込まれることとなります。

この結果を踏まえた考察及び方向性でございますが、長寿命化した場合でも、年間約127億円の経費を要しまして、これは、過去3年間に要した経費の実績、約102億円を25億円程度超過しているため、今後の方向性といたしましては、長寿命化だけではなく、施設の集約化、売却による保有数量の縮小などに積極的に取り組んでいく必要がございます。

この試算は、現在保有しております面積に単価を乗じること等により算出をしておりますので、今後、資材単価の変動や技術革新によるコストダウン、南海トラフ地震等の災害の影響によって変動することが想定されますが、今後も引き続き、関係部局との連携を図りながら、長寿命化や施設の統廃合等により、経費削減を目指してまいりたいと考えております。

最後に、その他の改訂といたしまして、インフラ施設についても、各所管課で行われている経費見込み試算の内容を本計画に転載をいたしましたほか、脱炭素化の実施方針として、高知県地球温暖化対策実行計画に定める温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向け、各施設において、脱炭素化に取り組んでいく旨を記載する等の改定を行っております。

説明は以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、総務部を終わります。

お諮りいたします。

以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査については、14日に行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎下村委員長 それでは、以降の日程については、14日月曜日の午前10時から行いますので、よろしく願いいたします。

本日の委員会はこれで終了します。

(16時50分閉会)